

点検評価ポートフォリオ

静岡県立農林環境専門職大学

令和8年3月

はじめに

本年度（令和7年度）は、本学が新設大学として開学して6年目を迎えた年であり、まもなくその幕を閉じようとしている。学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価については、本年度も「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回で6度目となる。あわせて、開学後4年間にわたり文部科学省へ提出してきた設置計画履行状況報告（AC）においても、大学・短期大学部ともに「設置計画が確実に履行されている」との評価を得てきた。これらは、毎年着実に自己点検評価に取り組んできた成果であると考えている。

昨年度（令和6年度）は、大学・短期大学部とも、学校教育法第109条第3項に基づく5年に一度の分野別認証評価の受審年度に当たっていた。しかし、農林業分野の専門職大学を担当できる認証機関が未確立であったため、代替措置として外部評価委員会による第三者評価を受審することで対応した。

我が国の大学における質保証の仕組みは、従来の設置審査による事前評価を中心とした制度から、設置後に行われる設置計画履行状況調査や機関別認証評価等の事後評価を重視する制度へと転換してきている。本学は、ACおよび分野別認証評価を終え、現在まさに事後評価のプロセスの中にある。来年度（令和8年度）には開学後初めてとなる機関別認証評価を受審する予定であり、不安もあるものの、毎年の自己点検評価で蓄積してきた成果を丁寧に整理することで十分に対応できるものと考えている。

これまで本学では、PDCAサイクルの定着を図るため、自己点検評価委員会委員長による改善指導を徹底し、各委員会に「改善指示への対応報告書」の提出を求める仕組みを整えてきた。また、「学修成果」の可視化について議論を重ね、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として整理した。これは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3ポリシーに続く、いわゆる「アセスメントプラン」の策定に準ずる内容を含むものである。

さらに、令和4年10月1日に施行された大学設置基準等の一部改正では、専門職大学において「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえた不断の見直し」を行うこと、ならびに内部質保証は学位プログラムを基礎として行うべきことが明確化された。

これらの制度的動向を踏まえつつ、本学はこれまでの自己点検評価の取組を一層充実させ、公立大学としての説明責任を果たし、透明性の高い運営と継続的な改善に努めることで、地域に開かれた大学づくりを今後も推進していく所存である。

静岡県立農林環境専門職大学学長

（自己点検評価委員会委員長）

鈴木 滋彦

目次

大学の概要	1
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	5
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事	6
ロ 教員組織に関する事	9
ハ 教育課程に関する事	15
ニ 施設及び設備に関する事	27
ホ 事務組織に関する事	32
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	36
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関する事	39
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	42
リ 財務に関する事	57
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	61
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	66
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	73

大学の概要

(1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学

(Shizuoka Professional University of Agriculture)

(2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

(3) 学部等の構成

生産環境経営学部 生産環境経営学科

(4) 学生数及び教職員数

〈学生数〉

(年・人)

学部名称(学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数				
					R 4	R 5	R 6	R 7	合計
生産環境経営学部 (農林業学士(専門職))	4	24	—	96	26	30	25	25	106

※入学者数の合計は在学生数と一致しない。

〈教員数〉

(人)

	専任教員数						兼務※ 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産環境経営学部	12	7	3	2	24	—	27
うち実務家教員	5	4	3	1	13	—	13

※短期大学部との兼務者及び非常勤講師

〈教員以外の職員数〉

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	1	—	1
事務職員	19	—	19
技術職員	—	—	—
図書館専門職員	1	—	1
その他の職員	—	—	—
計	21	—	21

※短期大学部との兼務を含む

（５）目的

静岡県立農林環境専門職大学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の育成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（６）理念

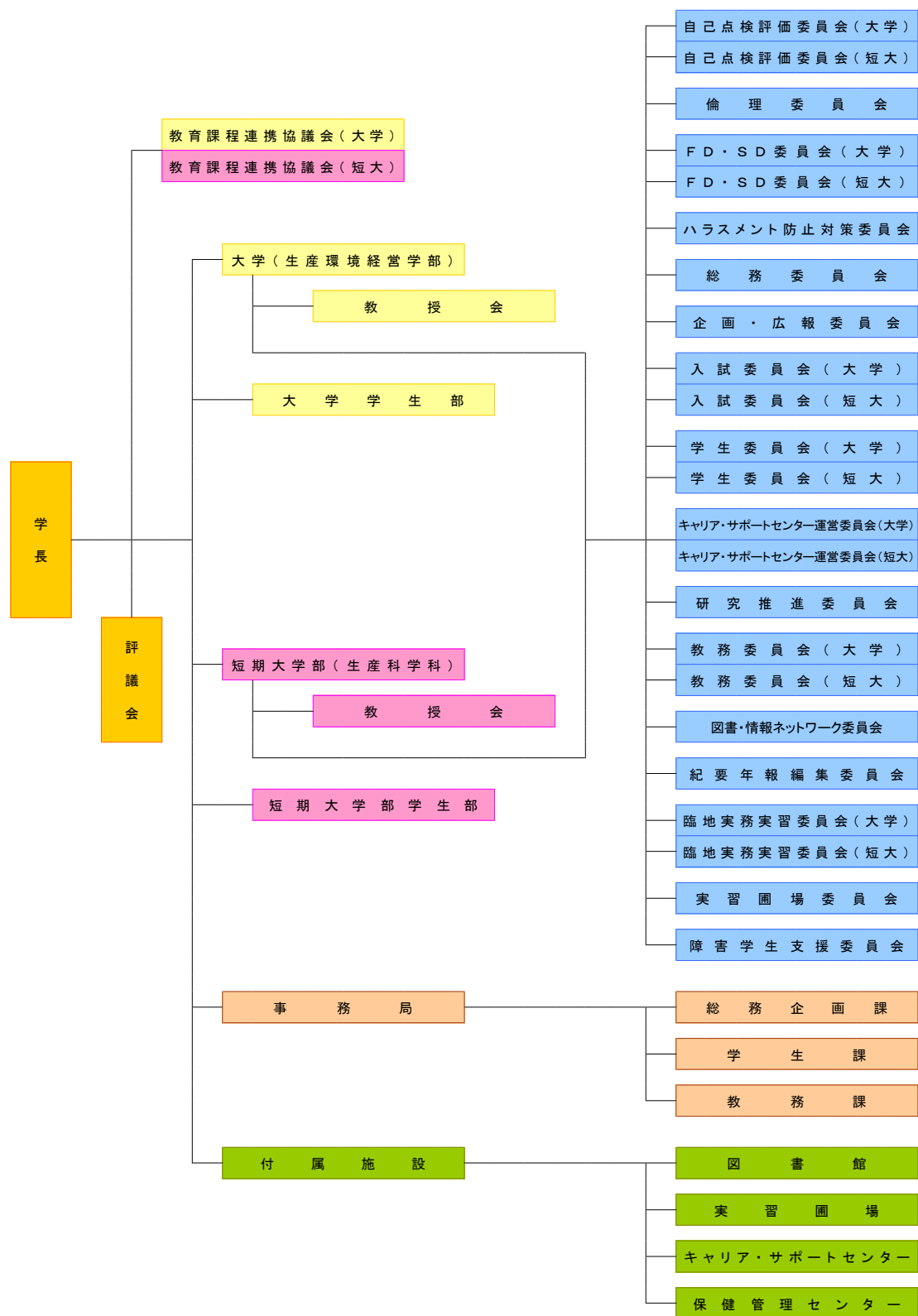
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を建学の精神とし、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

（７）特徴

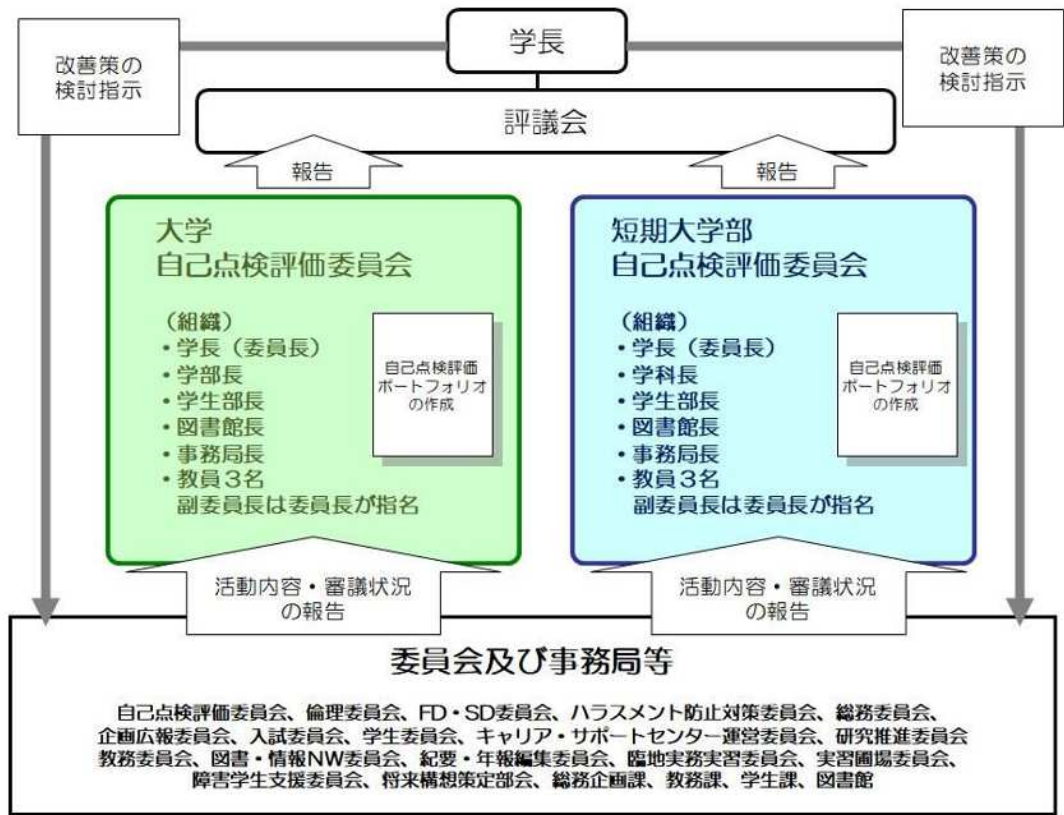
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ①栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ②コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③少人数授業
- ④実習・演習を中心とした授業
- ⑤農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦１年次全寮制の導入

(8) 大学組織図 (令和7年4月1日現在)



(9) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学
学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験 新入生アンケート	入試(学生課) 学生(学生課)	GPA評価 修得単位数 成績分布 授業評価アンケート(各期末) 大学評価アンケート(3月) 留年率・退学率・休学率・退学率 資格取得 ¹⁾ 教育課程連携協議会	教務(教務課) 教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 学生(学生課) キャリアサポート(学生課) 教務(教務課)	GPA評価 大学評価アンケート(3月) 学位授与数 資格取得 就職率・自家就職率 卒業生調査(卒業3年後) ²⁾ 就職・採用先アンケート	教務(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 教務(教務課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課)
コース			GPA評価 修得単位数 ³⁾ 授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾ ルーブリック評価 ⁵⁾ インターンシップ参加	教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 担当教員(教務課) キャリアサポート(学生課)	就職率・自家就職率 プロジェクト研究 ルーブリック評価 ⁶⁾ 資格取得	学生(学生課) プロ研担当教員(教務課) 担当教員(教務課) キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価 ルーブリック評価 ⁸⁾ 出席状況 授業評価アンケート(各期末)	担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員・FDSD(教務課)	—	

1) 在学中の斡旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

2) 理念

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく社会に広く公表している。

3) 学部・学科 収容定員

収容定員は次のとおりとする。(人)

学部	学科	入学定員	収容定員
生産環境経営学部	生産環境経営学科	24	96

現場の課題に柔軟に対応できる実践力を養うためには、学生が常に当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組むことが出来る環境づくりが重要である。本学では基本的に講義は最大1学年単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる実習科目や大型機械を使う実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行うこととしている。

4) 大学の名称

ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産及び経営に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとし

て、それらを守り育んでいくことができる人材を養成するという本学の特色を示している。

イ 学部及び学科の名称

「生産環境経営学部 生産環境経営学科」

農林業の基礎となる「生産」の知識や技術と、栽培、林業、畜産の各分野の経営に必須となる「経営」の理論を学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させ、さらに本学において「環境」で表現する「農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境」について学ぶことで、農山村の地域社会を支えていくことができる人材の養成を行うことから、名称を「生産環境経営学部」とし、国際表記を「Faculty of Agricultural Production and Management」とする。また、1学部1学科の構成であるため、学科の名称は、「生産環境経営学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production and Management」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学となるよう、令和元年度一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

5) 将来構想（ビジョン）

学長が県立の専門職大学（四大、短大併せた）の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿として、令和5年度末までにAgrifore Vision 2030を策定し、令和6年度から外部発信へ向けた内容及び文言の最終校正を行い、ホームページ上で公開した。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”とForestry（林業）やForest（森）の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法	
第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学学則第1条（目的）【資料A 01-03-1】 大学HP「基本理念」 (https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/)
学校教育法	
第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。	
専門職大学設置基準	
（教育研究上の目的） 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	(教育基本法第7条と同一)
（学部） 第四条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	
（学科） 第五条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	
（課程） 第六条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
（収容定員） 第八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】 静岡県立農林環境専門職大学学則第21条（収容定員）【資料A 01-03-1】
※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	
（専門職大学等の名称） 第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。 2 専門職大学、学部及び学科（以下「専門職大学等」という。）の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学HP「愛称・校章について」 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/oovervie/agriforet/】

□ 教員組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 大学として求める教員像

本学が求める教員像は、専門分野における研究業績及び研究能力、若しくは、実務の経験及び実務の能力を有する者であるとともに、建学の精神である「耕土耕心」の理念を尊重し、教育目標及び本学が果たすべき使命を理解し、その実現に向けて真摯に取り組むことができる者である。

具体的には「教育」「研究と社会貢献」「自己研鑽」「管理運営」に関する以下の項目について実践することが求められる。

- (1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの教育方針を十分理解し、熱意と責任感を持って学生支援にあたることができる者
- (2) 研究成果を広く地域社会に還元し、研究者としての社会的な責務を果たすことができる者
- (3) 優れた人格と識見を備え、高度な専門知識により本学の教育・研究を担当するに相応しい能力を有し、絶えず自己研鑽に努める者
- (4) 専門職大学の特徴を理解し、学生及び教職員と信頼関係を築き、自らの役割を積極的に果たして、大学運営に寄与することができる者

2) 管理運営体制

大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。評議会、教授会、及び委員会については、学則第4章―第14条、15条、及び16条によりそれぞれ設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程、教授会規程、及び各種委員会規程にて詳細を定めている。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。教育課程連携協議会については、学則第17条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則にて詳細を定めている。

また、学内の運営に関する案件等の情報収集と調整を図るため、学長、4大学部長、短期大学部学科長、事務局長で構成する「4役会議」を月2回開催している。

なお、本学は短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、学長は短期大学部の学長を兼務しており、「評議会」も短期大学部の事項を併せて審議している。

3) 評議会

先述のとおり学則第4章―第14条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程に基づき運営している。評議会は、学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長、学生部長、学部及び短期大学部の教授会が選定する教授各2名で構成し、原則として月1回下記の事項を審議している。

<審議事項>

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教育研究に係る自己点検評価に関する事項
- (9) その他の機関の連絡調整に関する事項
- (10) その他専門職大学の運営に関する重要事項

なお、令和7年度は、計14回（令和7年4月14日、5月20日、6月17日、7月15日、8月19日、9月16日、10月21日、11月18日、12月3日、12月16日、令和8年1月20日、2月16日、3月4日、3月18日）開催され、大学の運営に関する重要事項を審議した。

4) 教授会

先述のとおり学則第4章―第15条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教授会規程に基づき運営している。教授会は、すべての専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、下記の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

<審議事項>

- ア 学部長の選考
- イ 教員の人事
- ウ 学生の入学及び卒業
- エ 学位の授与
- オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和7年度は、計12回（令和7年4月7日、5月8日、6月3日、7月1日、8月5日、9月2日、10月7日、11月4日、12月2日、令和8年1月8日、2月3日、3月3日）開催され、大学の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

5) 教員組織、及び専任教員数

教員組織については、学則第3章―第8条（職員）、第8条の2（学長）、第9条（学部長）及び第12条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置

し、理論から実学までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。

6) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。ただし、理論から実学までの教育研究に十分対応できるように配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実務家教員を実習系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。

7) 専任教員、専任教員数

専任教員の分野別・職位別の構成は下記の表のとおりである。

分野別・職位別の教員構成

(人)

分野	職位別の人数（うち実務家教員の数）				
	教授	准教授	講師	助教	合計
栽培	4 (4)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (9)
林業	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
畜産	2 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)
その他*	4 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	7 (0)
合計	12 (5)	7 (3)	3 (3)	2 (1)	24 (12)

*経営、農山村振興、食品分野など

8) 教員の募集・採用・昇任等

令和7年度末で退職する教員はいないため、本年度は静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置、公募及び応募者の審査は行わなかった。令和8年度の昇任人事も選考委員会で審議され、助教から講師へ2名の昇任が教授会において承認された。

また、本学における学術研究の進展を図るため、令和7年度は客員教授候補者3名の推薦があり、教授会において承認された。なお、3名とも、前年度またはそれ以前からの継続となった。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・学長を中心として、評議会、教授会及び各種委員会を有機的に機能させる管理運営体制を構築するとともに、学外有識者で構成する教育課程連携協議会を設置し、学内外の視点を取り入れながら教育研究活動の質向上と適切な大学運営を推
------	--

	進している。さらに、栽培・林業・畜産の各分野において、大学等での教育経験が豊富な教員と、農林業分野で高度な実務経験と研究能力を有する実務家教員をバランスよく配置し、理論と実践を融合した専門職大学にふさわしい教育体制を実現している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規程するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	静岡県立農林環境専門職大学学則第15条（教授会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教授会規程【資料A 02-02-1】
専門職大学設置基準	
（教育研究実施組織等） 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	静岡県立農林環境専門職大学学則第8条（職員）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学評議会規程【資料A 02-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】 静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】 静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】
※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第38条から第42条を参照すること	静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】
（授業科目の担当） 第三十二条 専門職大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 専門職大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 専門職大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他専門職大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程【資料A 07-01】 静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】 静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】 静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】
（基幹教員数） 第三十四条 専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十八条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（次条において「必要基幹教員数」という。）以上とする。	設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】
※ 基幹教員の数については、専門職大学設置 基準別表第一・別表第二を参照すること	
（実務の経験等を有する基幹教員） 第三十五条 必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経	

験等を有する基幹教員」という。)とする。 2 実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者 3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数並びに同表備考第三号及び別表第一ロ備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。	
--	--

ハ 教育課程に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 学生の受け入れ

1) 学生の受け入れ方針

本学に入学することのできる者は、学則第 25 条により規定している。下記のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、入学者選抜要項や学生募集要項に記載し、本学ホームページ上で公開した。

- ・農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人
- ・自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

2) 学生の募集

令和 8 年度（2026 年度）学生募集要項を定めて本学ホームページ上に公開し、出願関係様式集は、請求のあった計 65 名（推薦 29、一般 36）に発送した。

3) 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。

令和 7 年度の入試委員会は 9 回（令和 7 年 4 月 3 日、4 月 24 日、5 月 29 日、8 月 21 日、10 月 16 日、11 月 13 日、11 月 26 日、令和 8 年 2 月 5 日、3 月 3 日）開催し、令和 8 年度入学選抜について検討を行った。

4) 入学者選抜体制

令和 2 年度以降は学内の関係教職員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・実施・事後評価を行った。可否の判定については入試委員会による原案をもとに教授会で可否判定案を作成し、これを評議会において審議し、学長が決定した。

<選抜方法>

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等について本学のアドミッション・ポリシーに従って適切に評価した。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、出身の高等学校長が推薦するものを対象とした推薦型選抜、社会人及び留学生など多様な背景を持った学生を受け入れるための特別型選抜を実施した。3 年

次編入は、令和6年度に入試委員会で定めた編入試験実施基準に従い、2年生の在籍人数が学年定員（24人）を超過（25人）しているため実施しなかった。

<社会人、外国人留学生に対する配慮>

令和8年度は、社会人選抜、留学生選抜による入学者は無かった。

5) 定員管理の動向

<令和8年度の入試状況>

令和8年度の推薦型選抜は、定員12名、志願者・受験者数24名、合格者数12名で実質倍率2.0倍、特別型選抜は志願者・受験者数0名であった。一般選抜は、定員12名、志願者数28名、受験者28名、合格者数14名で実質倍率1.8倍、であった。令和2年度から8年度の一般選抜及び推薦型選抜の志願者数及び志願倍率は下表のとおりで、一般選抜及び推薦型選抜ともに、概ね2倍程度の受験倍率となっている。

志願者数及び志願倍率の推移

(単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
一般選抜	48(4.0)	47(3.9)	34(2.83)	49(4.08)	22(1.83)	28(2.33)	28(2.33)
推薦型選抜	18(1.5)	24(2.0)	20(1.67)	52(4.33)	24(2.0)	21(1.75)	24(2.0)

()内は志願倍率

<入試科目の変更>

令和7年度入試から、学校長推薦選抜では面接の中に口頭試問を追加した。これにより、受験生の農林業への関心や知識を、より客観的に評価できるようになった。また、一般入試の科目変更（共通テストの英語を必修）を行った。これにより、普通高校の生徒がより受験しやすくなるとともに、英語関連の資格加点を廃止することで公平性を高めた。なお、資格加点の要件からは、英語関係の資格は削除した。

2 教育課程

1) 学位授与の方針

本学のディプロマ・ポリシーは、農林業の基幹分野である栽培、林業、畜産における高度な実践力と創造力を備えた人材の育成を明確に掲げている。特に、各分野の経営体において中核を担うだけでなく、農山村の地域社会における将来のリーダーとしての資質も重視している。具体的には、以下の点で農林業経営のリーダー及び地域社会のリーダー育成を明確に示している。

(1) 幅広い知識とコミュニケーション能力、多面的思考力の育成は、リーダーに不可欠な資質を明確に示している。

（２）経営管理能力や加工・流通・販売に関する知識の習得は、農林業経営の多角化や大規模化に対応できるリーダーの育成を具体的に示している。

（３）生産現場の状況把握と先端技術に関する知識の習得は、現場主義に基づいた実践的なリーダー育成を明確に示している。

（４）農山村の環境保全、伝統・文化の継承に関する知識の習得は、地域社会のリーダーとしての役割を具体的に示している。

（５）地域資源を活用した新たな事業展開の手法理解は、イノベーターな経営リーダー育成を明確に示している。

（６）課題探求能力と情報収集・分析・表現能力の育成は、リーダーに求められる問題解決能力の習得を具体的に示している。

これらの項目は、農林業経営のリーダー及び地域社会のリーダーに求められる資質・能力を網羅的かつ具体的に示しており、本学の教育目標が明確に反映されている。また、各項目は相互に関連し合い、総合的な人材育成を目指していることも明らかである。

以上より、本学のディプロマ・ポリシーは、農林業生産の経営を牽引し、農山村の地域社会における将来のリーダーの育成を目指して、具体的かつ明確に策定されていると言える。

なお、学位の授与については学則第 41 条で定め、学則で定めた各科目群の卒業必要単位をもって、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2) 教育課程の編成方針

前述の本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシーは、①必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる編成する、②栽培、林業、畜産の各分野に対応した 3 コース制とし、2 年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、各コースの専門的な知識・技術に関する科目と 4 年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせる教育課程を編成する、③少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、実践力や創造力を養成するとしている。上記に基づいて、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第 30 条に規定している。

令和 7 年度の教務委員会は 13 回（令和 7 年 4 月 2 日、4 月 28 日、5 月 26 日、6 月 30 日、7 月 28 日、8 月 25 日、9 月 29 日、10 月 23 日、11 月 17 日、12 月 22 日、令和 8 年 1 月 26 日、2 月 24 日、3 月 23 日）開催し、教育課程の編成方針について検討を行った。

3) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第 30 条 2 項に規定している。令和 7 年度は、これに関連する大きな教育課程の変更はなかった。

4) 専門職大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第31条で規定している。

授業科目について以下の検討を行った。

- ・授業科目について教員や学生から様々な意見が出されてきつつあることから、教育課程WGで、授業科目の検討を引き続き行った。
- ・令和7年度シラバスの作成方針について：関連授業に関しては授業内容に重複や不足がないように教員間で十分調整する。教員同士でシラバスのチェックを行った。

5) 単位、単位の授与

ア 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、学則第32条において規定している。なお、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の一部改正に伴い、令和5年4月1日付で学則32条を変更し、1単位に必要な時間数について一律15時間から45時間の範囲で1単位として計算することとした。

イ 単位の授与

単位の授与は、学則第35条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に必要な事項は、別（履修細則）に定めている。単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める。令和7年度の単位の授与については、学則別表1のとおり。

6) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第18条）。学年を次の2学期に分ける。前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から3月31日まで（学則第19条）。

7) 授業の方法

本学の入学定員は各学年24名、4学年合計の収容定員は96名である。

収容定員96名に対して、専任教員を24名（教員一人当たりの学生数は4.0人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、基本的に講義は1学年定員24人単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習」、「演習林実習」、「生産マネジメント実習Ⅰ」、「生産マネジメント実習Ⅱ」や、農耕用大型機械などを取り扱う危険度の高い「大型機械実習Ⅰ」など、実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行っている。実際の学年毎の学生数は25人～30人であるが、いずれの学年も40人以下で授業を行うことが出来ている。臨地実務実習の場所は法人とし、3年生が行う企業実習は法人一社当たりの学生数は一人としてインタ

ーンシップ形式で行っている。4年生が行う経営実習は2～3人程度のグループとし、法人の課題を抽出し、その解決法を提案するというスキームで行っている。

なお、令和7年度の「海外農林業事情」は韓国を実施場所として行った。

8) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。と、学則第40条で規定している。ルーブリック評価に関しては、すべての科目での適用を目指しているが、現状では実習科目でルーブリック評価に基づいた評価を行っている。

新型コロナ感染者、濃厚接触者、発熱がある者は登校を控える処置を行ったことから、その場合は登校扱いとした。

1年生のGPAの平均は、令和2年度が3.0、令和3年度が2.8、令和4年度が2.7、令和5年度が2.7、令和6年度が2.7、令和7年度が2.8であり、開学後の年度の経過とともに評価は落ち着いていく傾向がみられた（表1）。

同様に、2年生以降の累積GPAの平均についても、年度の経過とともに評価は落ち着いていく傾向がみられた（表2～4）。これらは開学初年度の高すぎる評価を見直し、教員全体で評価結果を共有し、評価方法を改善していった結果と考えられる。

表1 1年生のGPA階級別学生比率（%）

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和7年度	0	0	12	64	24	0	0	2.8
令和6年度	0	12	12	44	28	4	0	2.7
令和5年度	7	0	13	47	30	3	0	2.7
令和4年度	0	8	31	31	31	0	0	2.7
令和3年度	0	0	23	35	42	0	0	2.8
令和2年度	0	0	13	39	26	22	0	3.0

表2 2年生のGPA階級別学生比率（%）

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和7年度	0	12	12	44	28	4	0	2.7
令和6年度	7	0	10	50	30	3	0	2.8
令和5年度	0	4	27	42	27	0	0	2.7
令和4年度	0	4	19	46	31	0	0	2.8
令和3年度	0	4	13	48	26	9	0	2.9

表3 3年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和7年度	3	0	14	55	24	3	0	2.8
令和6年度	0	4	27	42	27	0	0	2.7
令和5年度	0	4	27	38	31	0	0	2.8
令和4年度	0	0	22	43	30	4	0	2.9

表4 4年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和7年度	0	4	23	46	27	0	0	2.7
令和6年度	0	4	27	38	31	0	0	2.8
令和5年度	0	0	22	43	30	4	0	2.9

9) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、別表1に定める履修単位数上限のとおり(年間45単位)と、学則第34条で規定している。

3 学習成果

1) 学習成果を把握・評価する取組

(ア) 学修成果の可視化のための評価項目の設定

令和4年度の自己点検評価委員会で決定した「学修成果の可視化のための学内評価計画」(下表)について、令和2～7年度の学修成果を取りまとめている(別添資料参照)。

静岡県立農林環境専門職大学
学修成果の可視化のための学内評価一覧

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就職率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・退学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業3年後) ²⁾	キャリアサポート(学生課)
			資格取得 ¹⁾	キャリアサポート(学生課)	就職・採用先アンケート	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就職率	学生(学生課)
			修得単位数 ³⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目			インターンシップ参加	キャリアサポート(学生課)		
	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁸⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

- 1) 在学中の特設資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

(イ) 資格の取得

令和7年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりである。

大型特殊免許(農耕車限定)25名、チェーンソー取り扱い資格3名、大型限定解除2名、牽引2名、家畜人工授精師4名、フォークリフト免許16名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者7名、農業技術検定2級合格者5名、3級1名。

2) 教育課程等の点検・評価

(ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。

「何を教えたのか」ではなく、「何を学び身に着けたのか」という学修者の目線に立ち、教育の質を高める努力を継続して実施する必要がある。教学マネジメントの指針に沿って、学生の授業評価アンケートを実施し、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和7年度は、前期45科目、後期44科目について学生による授業評価アンケートを実施した。アンケートの結果については各教員にフィードバックし、今後の授業改善に役立てることとした。さらに学生からの様々な意見に対する各授業担当教員のコメントを記述し、前期と後期の終わりに全学生にフィードバックしている。

「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、

前期は3.6から5.0（平均4.6）ポイント、後期は3.6から5.0（平均4.6）ポイントに分布している。また、「授業の内容や方法について、総合的に見てこの授業に満足していますか」の問いに対しては、前期は3.0から5.0（平均4.5）ポイント、後期は3.4から5.0（平均4.6）ポイントに分布している。

前期、後期とも、身に着けた実感および満足度は平均4.6ポイントあり、授業全体としては評価されていると判断している。

（イ）大学評価アンケートの実施と改善方法

令和7年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で72.0%、2年生で68.0%、3年生で57.1%、4年生で50.0%と昨年度よりも回答率は向上した。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で83.3%、2年生で70.6%、3年生で75.0%、4年生で57.1%と高く感じていた。
 - ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生で83.3%、2年生で64.7%、3年生で87.5%、4年生で64.3%と高い成果を感じていた。
 - ・カリキュラム編成に対しては、適正と考えている学生は、1年生で66.7%、2年生で41.2%、3年生で43.8%、4年生で14.3%と、全体としてカリキュラム編成に対する変更の要望は強い。
 - ・講義科目での満足度では、1年生で66.7%、2年生で47.1%、3年生で43.8%、4年生で42.9%が「やや満足」以上であり、満足度は高くない。
 - ・実習科目での満足度では、1年生で66.7%、2年生で82.4%、3年生で68.8%、4年生で64.3%あり、高い傾向にある。
 - ・1年時のフレッシュマン・セミナー*、2年時以降のホームルームの満足度では、1年生で66.7%、2年生で47.1%、3年生で18.8%、4年生で28.6%と2年生以降で低い。2年生以降のホームルームの在り方は検討課題である。
 - ・入学前よりコミュニケーション能力や協調性が向上したかとの問いに対し、1年生で77.8%、2年生で82.4%、3年生で93.8%、4年生で71.4%が「大体そう思う」以上感じていた。
- *フレッシュマン・セミナー：高校までの学びと大学での学びの違いを知り、大学で学ぶためのアカデミック・スキルズを身につけ、また、大学生活を送るにあたっての基本的な事柄を修得すること等を目的としたセミナー。単位は付かない。

4 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告すると、学則第 17 条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和 7 年度の第 1 回連携協議会は 9 月 12 日に開催した。主要テーマは、「令和 9 年度以降のカリキュラムについて」であり、令和 9 年度以降のカリキュラム再編について説明を行い、委員との意見交換を実施した。

委員からは、農業・林業分野で求められる即戦力人材の育成に向け、農業機械の操作や作業に必要な資格取得機会の確保が重要であるとの意見が示された。本学からは、大型機械実習や林業機械実習等を通じて各種資格取得や安全教育を実施していることを説明した。また、卒業要件 129 単位については学生負担の観点から見直しを求める意見があった一方で、コミュニケーション能力や英語力の育成も重要であるとの指摘があった。これに対し、少人数教育や寮生活、臨地実務研修を通じた実践的な能力育成の取組を紹介した。

さらに、農業機械による事故防止やヒヤリハット教育の重要性について意見があり、本学では実習や安全の手引き等を活用して安全意識の向上を図っていることを説明した。加えて、スマート農業や先端技術、海外との交流機会の充実を求める意見に対し、ドローンやレーザー測量、ロボット技術等を取り入れた教育や海外農林業事情に関する科目を開講していることを報告した。

また、統計学やデータ分析教育の充実、他大学との連携、選択科目に対応したモデルコースの提示を求める意見があり、本学ではデータサイエンスを意識した教育内容の充実や、履修支援に向けたモデルコースの作成を検討していることを説明した。さらに、カーボンニュートラルや生成 AI など社会の変化に対応した教育の必要性についても意見が示された。

今回の協議を通じて、資格取得支援、安全教育、スマート農業、データサイエンス、国際交流などに関する有益な提言を得ることができ、今後のカリキュラム改善及び教育内容の充実に活用することとした。

令和 7 年度の第 2 回教育課程連携協議会は令和 8 年 3 月 19 日に開催した。

主要テーマは、「企業実習、経営実習及びプロジェクト研究の実施状況について、これまでの状況を報告し、委員との意見交換を実施した。委員からは、専門職大学の学生が現場の課題に対して新しい視点や主体的な考え方をもち、実践的な学びの成果が現れていることについて高い評価が示された。

企業実習及び経営実習については、課題解決型学習として実習先法人の経営課題の調査や分析を行い、その成果をフィードバックしていることを説明した。また、受入先法人と学生双方の満足度を把握し、実習先とのミスマッチ防止や受入体制の改善に努めるべきとの意見があった。さらに、実習中の事故や機械損傷時の補償・保険対応についても意見が出され、安全・安心な実習環境の整備の重要性が確認された。

プロジェクト研究については、現場課題に即した研究内容であることが評価され、全国的な表彰を受けた事例など、学修成果の質の高さについて好意的な意見が寄せられた。また、学生の学修意欲向

上のため、成果を適切に評価・表彰することの重要性が示された。

そのほか、生成 AI の活用について多くの意見があり、今後の社会や業務において不可欠な技術となることを踏まえ、適切な利用方法を指導していく必要性が提言された。本学からは、情報処理関連科目において生成 AI の活用方法や留意点を学ばせていること、教員間でも活用方針の検討を進めていることを説明した。

また、農林業の振興や地域活性化、人材確保における本学への期待が示されるとともに、受入先の拡大や県外実習の推進、農業土木分野への対応などについて意見があった。今回の協議において得られた意見・提言は、今後の実習運営や教育内容の改善に活用していくこととした。

5 学長 Office Hour の実施

開学時から、年 8 回程度、「学長 Office Hour」として、大学への要望や将来の希望などについて、学長が直に学生から話を聞く機会を設けている。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・少人数教育、豊富な実習・臨地実務実習及び産業界との連携を特色とする教育課程を展開するとともに、授業評価アンケートや大学評価アンケート、教育課程連携協議会を通じて教育課程の継続的な検証・改善を実施している。 ・授業評価アンケートでは学修の実感及び授業満足度がいずれも高い水準にあり、また多くの学生がコミュニケーション能力や協調性の向上を実感していることから、専門職大学に求められる実践的能力と人間力の育成に成果を上げている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
（入学者選抜） 第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第27条（入学者の選考）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】
※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する	
（教育課程の編成方針） 第九条 専門職大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第30条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-1】
（教育課程連携協議会） 第十条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 学長が指名する教員その他の職員 二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 四 臨地実務実習（第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者 五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項	静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則【資料A 01-04-1】
（教育課程の編成方法） 第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】
（専門職大学の授業科目） 第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。） 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）	静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】 設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】
（単位） 第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第十八条第一項に規定する授業の方法に	静岡県立農林環境専門職大学学則第32条（単位の計算方法）【資料A 01-03-1】

応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	
(一年間の授業期間) 第十五条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第33条（授業期間）【資料A 01-03-1】
(各授業科目の授業期間) 第十六条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第18条（学年）、第19条（学期）【資料A 01-03-1】
(授業の方法) 第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】
(成績評価基準等の明示等) 第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	大学HPシラバス (https://www.spu.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx) 静岡県立農林環境専門職大学学則第40条（成績の評価）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学履修細則【資料A 08-02-1】
(単位の授与) 第二十一条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第35条（単位の授与）【資料A 01-03-1】
(履修科目の登録の上限) 第二十二条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	静岡県立農林環境専門職大学学則第34条（履修方法）、別表1【資料A 01-03-1】

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教育研究等環境

1) 教育研究等環境に関する方針

教育と研究の成果を、将来の農林業及び地域社会の発展に活かす人材を育成するため、大学設置基準などの各種法令を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生が自主的に学習に取り組み、教員が教育研究活動を十分に展開できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理に努め、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能及び ICT 機器の充実と活用の促進を図る。研究環境については、農業系専門職大学として特色ある研究活動を担保しつつ、学際的研究の発展と活性化及び社会実装を見据え、外部資金獲得のための支援を充実させ、研究支援環境を整備する。加えて、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取り組みとして、「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」及び「静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程」等を遵守し、これらの規程等に基づく研究倫理研修を定期的に行う。

2) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第46条、専門職短期大学設置基準第44条の規定により基準校地面積2,960㎡要するところを、計画どおり28,545㎡確保し、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。

なお、令和3年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用したが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、支障なく運営が可能であった。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,001㎡、機械研修場36,656㎡等も計画どおり確保し、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

3) 運動場

計画どおりA棟から約300mの位置に運動場10,469㎡を確保し、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

4) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第47条、専門職短期大学設置基準第45条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、A、B及びC棟合計で6,899㎡確保している。これら校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場である芝生広場や駐輪場として整備した。芝生広場は令和6年8月から供用している。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備が完了したため、以後は、県が保有する施設等の維持修繕を計画的に行うために策定している中期維持保全計画に基づき、施設の保全を行っていく。

令和7年度は、同計画に基づき、高度茶業施設の受変電設備更新工事とA棟の玄関上屋根防水工事を行った。なお、軽微な修繕については、重要度・緊急度等を考慮して、予算の範囲内で適宜対応している。

5) 図書館の資料及び図書館

約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、閉架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）の図書館をC棟の2、3階に開設している。蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。館内では、持込みのパソコンに無線LANの接続が可能である。職員体制は司書資格を有する職員1名と会計年度任用職員2名（司書資格無し）が専任で業務にあっている。

令和2年度に定めた資料収集方針に基づき、令和7年度は新たに1,400冊以上の図書を整備した。100タイトル以上の雑誌を受入れ、オンラインデータベースや電子ジャーナルを継続して導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。

図書館のサービス面では、新入生ガイダンス及び1年生へ図書・論文探索、2年生へデータベース使用方法の講義を実施した。長期休業期間や学外実習期間には長期間貸出を実施し、利便性を図っている。また、国立情報学研究所（NII）のILLシステムを活用した文献複写、現物貸借に関する料金の相殺サービス制度に加入しており、参考文献の収集に利用されている。

また、学内の教育研究成果を公開する農林環境専門職大学リポジトリを設置しており、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

6) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能の林業機械シミュレータの整備、B棟へのWi-Fi環境整備等を行ってきた。また、無人トラクタや、クリープメータ、凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を活用した整備も行っている。

令和6年度の労働安全衛生法の改正による新たな化学物質規制に従って、教員実験室に鍵付き薬品庫を整備し、令和7年度には不要薬品の整理（リストアップ）を行った（廃棄業者の業務過多により廃棄は令和8年度以降に持ち越し）。

2 研究に対する基本的な考え方

1) 研究倫理の遵守

研究倫理とは、研究者が研究活動を行う際を守るべき倫理観や法令・ルールのことである。研究対象者の生命や健康、人権を尊重し、研究により得られる利益と研究対象者への負担を比較考量することが基本となる。研究を計画する段階で、当該研究によって生じる利益とリスクの可能性を予測し、リスクが利益を上回るような研究は行わないことを原則とする。本学においては、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」を定め、研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容について、研究推進委員会（含む動物実験委員会）で審査を行うこととしている。また、各教員に対して日本学術振興会が実施するe-ラーニングの受講、修了証の提出を義務づけている（令和7年度の受講率100%）。

2) 教育研究等環境の点検・評価

教育研究等の環境の点検・評価は、教育研究の状況を把握・認識し、改善を図ることを目的として行われるものであり、大学においては学校教育法に基づいて、第三者による分野別認証評価、機関別認証評価が義務付けられている。

本学の理念・目的を実現するために、内部質保証システムを適切に機能させるため、自己点検委員会を設置し、教育研究等の環境の点検・評価を定期的に行う。自己点検委員会は、教育研究水準の維持向上を目的とし、本学の理念、3つのポリシー及び地域社会への貢献を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、本学の教育研究活動の質を社会に対して保証する。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

科研費の申請（代表）は教員の約半数であるが、年々増加傾向にある。競争的資金への応募、分担、さらにはプロジェクト研究指導は全教員が関与する中で、研究倫理のe-ラーニング講習の受講率100%を達成している。

改善を要する点

現場教室など、屋外施設における夏場の熱中症対策として、エアコンや冷水機などの設置を検討する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
(校地) 第四十三条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、専門職大学設置基準第47条を参照すること	設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】 設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】
(運動場等) 第四十四条 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	(同上)
(校舎) 第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職大学設置基準第47条・第49条・別表第二を参照すること	(同上)
(教育研究上必要な資料及び図書館) 第四十八条 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。	(同上)
(実務実習に必要な施設) 第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。	(同上)
(機械、器具等) 第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	(同上) 「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」 https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/FnCRXbSN.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程」 https://camel3.com/cms/files/norin

	-u/MASTER/0600/wlrRhS1b.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」 https://camel3.com/cms/files/norin -u/MASTER/0600/sylV7Ttg.pdf
--	---

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 大学運営

1) 大学運営の方針

学長のリーダーシップの下、教職員が協働し大学運営に取り組んでいる。令和7年3月に公表したAgrifore Vision 2030では、大学運営について以下のとおり定めている。

- ・組織が一体となった戦略的な大学運営
- ・自己点検評価に基づく切れ目のない改善
- ・教育評価システムの検証と改善による、教職員の資質の向上
- ・ジェンダーレス等を踏まえた多様な人材の登用
- ・大学運営のための施設・財政基盤の充実
- ・持続的発展に繋がる運営基盤の維持・強化
- ・農林業の発展に資する大学運営
- ・特徴ある研究の支援

2) 事務組織

学則第2章－第6条により事務局の設置を定めている。令和7年度は、事務局長、総務企画課（7名、内1名は育休中）、教務課（5名）、学生課（5名）で構成している（基本的に短期大学部との兼任である）。また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。

毎週、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学長、学部長、短期大学部の学科長に加え、事務局長が出席し、2週間に一度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、月に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

教員数24名の小規模大学ということもあり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。また、学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

3) 予算編成・予算執行

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき、予算を編成している。

また、予算執行においては、県の条例、規則等に基づいて事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員事務局による監査を受けながら、適正かつ計画的な予算執行に努めている。

4) FD・SD研修

FD・SD委員会では、令和7年度にFD・SD合同研修を2回実施した。第1回は4月2日に学長講話、第2回は9月30日に「農作業事故を起こさないための『本当に効果のある』取組とは?～対話に基づく安全対策の考え方～」をテーマとして、農研機構農業機械研究部門の積栄氏による講演及び教職員によるグループワークを実施した。

全国で農作業事故が減少していない現状を踏まえ、学内外の実習における事故防止や事故発生時の対応について教職員間で共通理解を図ることを目的とし、大学教員24名、短大教員19名、事務職員31名の計74名が参加した。また、欠席者に対しては約1か月間録画を公開し、研修内容の共有を図った。講演では事故の現状や原因、具体的事例、安全対策について理解を深め、その後のグループワークでは学生実習に関するヒヤリハット事例20件を共有し、実習分野ごとの事故防止策を検討した。これにより安全管理に関する共通認識と意識の向上が図られ、FD・SD活動として有効な取組となった。今後は研修成果を実習マニュアルや安全点検へ反映するとともに、継続的な研修を実施し、安全教育の一層の充実を図る必要がある。

2 学生の厚生指導

1) 厚生指導の組織

・学生部長

学則第3章―第12条により、学部「学生部長」(教員)を置くことを定めている。学生部長は、学生委員会及びキャリア・サポートセンター運営委員会の長を兼ねる。

・学生課

本学の事務局学生課は、厚生指導に関わる事務全般を扱う。

・学生委員会

学則第4章―第16条により、「学生委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程」にて活動の詳細を定めている。

・キャリア・サポートセンター運営委員会

学則第4章―第16条により、「キャリア・サポートセンター運営委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程」にてキャリア・サポートセンターの活動の詳細を定めている。キャリア・サポートセンターは、本学事務局学生課内に置く。

・ハラスメント防止対策委員会

学則第4章―第16条により、「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」にて活動の詳細を定めている。

・障がい学生支援委員会

学則第4章―第16条により、「障がい学生支援委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会規程」にて活動の詳細を定めている。また、障がい学生等の支援のために、専任カウンセラー及び保健師を学内に配置している。また、学生支援に当たっては、個人情報保護しつつ効率的な支援を行うために、従前の紙ベースから保護付き電子ファイルを利用した手続き方法に切り替えた。

・国際交流タスクフォース

令和6年度に大学間の国際交流の支援を目的として国際交流タスクフォース（事務局長がチーフ、学部長・学科長、学生部長、学生課等でメンバーを構成）を立ち上げた。令和5年3月にインドネシアのボゴール農科大学（以下 IPB）との交流に関する覚書を両校の学長間で締結しており、この締結に基づき、令和7年度は前年度に引き続き IPB から学生の派遣要請があった。タスクフォースではこれを協議し、この派遣に関わる時期・期間、金銭面や宿泊場所、農業実習の受け入れ先などの条件を細かく決めた。先方に条件を提示したところ、1名の IPB の学生が選出され、約1ヶ月間の受け入れ（農業実習先は、前年と同様の掛川市のキウイフルーツ・カントリーJAPAN）を実施した。 なお、本タスクフォースは令和7年度をもって解散し、次年度からは正式な委員会組織として、国際交流委員会（学部長が委員長、学科長、学生部長、事務局各課などで構成）が同様の業務を担うこととなった。	
2) 社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制 学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう支援する方策として、キャリア・サポートセンターを中心とした推進体制を敷いている。自立を図るための主な活動としては ・1年次全寮制による自立心の向上。 ・入学当初から就職後までの状況を、学生個別に随時記録・保存。 ・指導教員体制の充実（クラス担任やコース別、プロジェクト研究担当教員が、担当学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して随時指導）。 ・1～3年次に年2回行う個人面談内容を記録及び保管。 ・卒業後の進路志望の把握。希望進路に合わせて、随時、就職活動支援（面接練習会など）を実施。 ・教育課程内の取組（「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の3つの視点でのカリキュラムマップ）。 ・各学年（2～4年）における適切な進路支援セミナーや採用面接練習会の実施。 ・卒業後の支援（同窓会等による情報提供や県内就農者への支援を予定）。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	・「4役会議」、「事務局会議」、「拡大事務局会議」を活用し、大学内の情報共有や意思決定までの方針・手順等の確認を、効果的・効率的に行うことが出来ている。 ・障がい学生支援委員会では、障がいを持つ学生に対して個人情報の保護を両立させながら効率的に支援を行えるよう電子ファイルによる情報共有システムを導入した。また、差別を連想させないよう委員会規程等の語句をすべて「障害」から「障がい」に修正した。 ・昨年に引き続き IPB からの派遣学生1名を受け入れることができた。これまでの経験を踏まえて、一時的なタスクフォースから国際交流委員会へと支援体制を強化させる方向となった。
改善を要する点	特になし。

（２）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
（教育研究実施組織等） 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 ２ 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 ３ 専門職大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ４ 専門職大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該専門職大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ５ 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 ６ 省略 ７ 省略	静岡県立農林環境専門職大学学則第 6 条（事務局）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学学則第 12 条（学生部長）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】 静岡県立農林環境専門職大学キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-1】 静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会規程【資料A 03-16】 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 三つのポリシー

本学は、卒業の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てることができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・専門分野のみにとらわれない幅広い知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を有している。
- ・栽培・林業・畜産の各分野において経営体の大規模化や経営の多角化に対応していくための経営管理能力や、経営の対象とする農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を有している。
- ・農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培・林業・畜産の各分野における生産現場の状況を的確に把握するための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術に関する知識を有している。
- ・農山村の地域社会における将来のリーダーとして、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する知識を有している。
- ・農山村の地域資源を活用することにより、栽培・林業・畜産の各分野の経営における新たな事業展開を生み出すための手法を理解している。
- ・修得した専門知識と技術を駆使して栽培・林業・畜産の各分野の経営における課題を探究し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を有している。

イ カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えてい

くために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせて編成する。

・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。

・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。

・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

ウ アドミッション・ポリシー

基本理念である「将来の農林業の経営環境の変化に対応し、先端技術などを活用して経営革新を推し進めるとともに、農山村の景観・環境・文化の継承者として、地域社会を中心となって支えていく人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

- ・農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人
- ・自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっている。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法施行規則	
第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学学則 第41条（卒業） 第42条（学位授与） 第30条（教育課程の編成方針） 第34条（履修方法） 第25条（入学資格） 【資料A 01-03-1】 カリキュラムマップ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf】

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 情報の公表

1) 教育課程の公表

授業科目の体系的な編成は、カリキュラムマップとして、本学のWebページ上に掲載するとともに、個別の授業内容は、シラバスを本学のWebページから検索・閲覧できるようにしている。また、本学学生については、入学時に配布する学生便覧にもカリキュラムマップ（及び授業科目の概要）を掲載するとともに、新入生セミナーにて解説することで、その周知を図っている。

2) 教員の教育研究・社会貢献活動に関する情報公開

論文 27編（4大 16編、短大 11編）、著書 4編（4大 4編、短大 0編）、学会・研究会における発表 77件（4大 58編、短大 19編）、前述以外の専門誌、新聞や広報誌等で 28件（4大 22件、短大 6件）を研究成果として公開した。

公開講座、研修会、セミナー等へ教員を講師として延べ44名（4大 19名、短大 25名）を派遣し、教育研究活動で得られた成果を含めて講演した。

教育研究および社会貢献活動の記録として、「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」第5号（93頁、300部）を令和7年8月30日に刊行した。本号には、原著論文1編、調査・技術論文3編、研究・活動紹介7編のほか、教員の1年間の活動一覧等を掲載している。なお、本紀要・年報は、関係大学・研究機関等へ無料配布するとともに、機関リポジトリを通じてインターネット上で第1号から第5号までを学内外へ無償公開している。

3) 広報活動、高大連携等

学則第4章－第16条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会及び農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。

今年度の広報業務では、大学案内 6,000部、ポスター（A2版 100枚、B1版 20枚）、パンフレット（1,000部、英語版 500部）などの広報物を作成した。また、「キャンパスライフブック」および「WEBオープンキャンパス」動画の制作、インターネット広告、テレビCMの制作・放映を行い、多様な媒体を活用して本学の情報発信を強化した。

オープンキャンパスは、本学に関心のある高校生を対象に、8月2日、9日、10日の各日2回、計6回開催し、高校生 296名、保護者 294名、合計 590名が参加した。大学概要説明、体験授業、施設見学、学食体験、個別相談などを実施した結果、アンケートでは高校生の93%、保護者の92%が本学への興味が「高まった」と回答し、広報効果が確認された。

また、県内の全高校および愛知・長野・山梨・神奈川・東京などの農業関係高校を対象に進路担

当教員を訪問し、本学の説明と情報収集を行った。高校訪問および進学ガイダンスへの参加実績は延べ200校に達した。また、HPやSNSによる情報発信の強化、個別見学の随時受け入れ、日本学校農業クラブ全国大会（浜松市）における参加高校生への広報活動も実施した。 この他、地域媒体や地域イベントを通じた広報活動も行った。地域情報紙「リビング静岡」には学長特集、オープンキャンパス特集、進学入試特集を掲載したほか、「広報いわた」には本学教員による寄稿記事を掲載した。さらに「長野県民新聞別冊高校生版」への掲載、「産業振興フェア in いわた」での学生参加、県民手帳への広告掲載、浜松花と緑の祭や磐田市中央図書館フェスティバルへの学生サークル参加などを通じて、本学の教育・研究活動や地域連携の取組を広く発信した。 さらに、教員及び学生有志が「大学の魅力や楽しさ」を伝えることを目的に、自主的に作成した動画を公開する媒体として、Youtube上に「静岡県立農林環境専門職大学サブチャンネル」を立ち上げた。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	まず、印刷物、動画、インターネット広告、テレビCMなど多様な媒体を活用し、体系的な広報活動を展開することができた。そして、オープンキャンパスでは前年度より参加者が増加し、アンケート結果からも高い満足度が確認された。 また、高校訪問や地域媒体、各種イベントへの参加を通じて、広域的かつ地域密着型の情報発信を行うことができた。さらに、学生や教員によるYouTubeでの情報発信など、新たな広報手法にも積極的に取り組んだ点が特徴である。
改善を要する点	広報活動の効果をより高めるため、SNSや動画発信の更新頻度の向上や内容の充実を図り、継続的な情報発信体制の強化が求められる。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】
学校教育法施行規則	
第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 九 授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関すること 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 省略 4 大学は、前項各号に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。	本学ウェブページ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/】 一 基本理念、教育目標 二 ホームページ 三 教員名簿、教員紹介 四 入試情報、就職・キャリア支援 五 カリキュラムマップ 六 4年間の学び 七 学生生活 八 学納金・給付金制度 九 上記四及び六に同じ 静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【https://spua.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber】 自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 内部質保証

1) 内部質保証の全学的な方針

本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会を中心に行うものとし、毎年の自己点検・評価結果は大学ホームページ等を通じ、広く社会に公表している。

2) 内部質保証体制

学則第4章－第16条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和8年度の機関別認証評価及び毎年の自己点検・評価への対応に向けて、新たに副委員長（4大・短大各1名）を指名し、副委員長を中心とした体制にシフトした。

また、自己点検評価委員会内に「機関別認証評価専門部会」と「機関別認証評価ワーキンググループ」を設置し、令和8年度の機関別認証評価への対応に当たることとした。

3) 内部質保証システムの運用実態

令和7年度は計5回（令和7年5月9日、7月15日、12月11日、令和8年1月29日、3月18日）の委員会を開催した。

第1回では、副委員長の指名、令和6年度点検評価ポートフォリオの進捗状況の確認、機関別認証評価に向けたスケジュールと点検・評価報告書の作成分担の確認を行った。また、令和6年度に受審した分野別認証評価の指摘事項について、各委員会に対し今年度中の対応を依頼した。

第2回では、機関別認証評価専門部会及びワーキンググループの立ち上げを行った。また、令和6年度ポートフォリオの内容確認と公表までのスケジュールを共有した。

第3回では、令和6年度ポートフォリオに係る改善等検討事項について、該当する委員会に対し、対応報告書の提出を依頼した。また、令和7年度ポートフォリオの作成について、スケジュール及び担当者を確認した。

第4回では、令和8年度は機関別認証評価の対応があるため、ポートフォリオの作成スケジュールを前倒しし、令和8年6月の公表を目指して作業を進めていくことを確認した。また、動物実験等の実施に関する基本方針に基づく外部評価結果の公表について情報共有した。

第5回では、機関別認証評価の点検・評価報告書と関連資料についての確認と提出について、学生意見収集の周知と学外ステークホルダーの選定リストアップについて、令和6年度自己点検報告書の改善指示事項と分野別認証評価の指摘事項の対応について、令和7年度のポートフォリオの確認について確認した。

機関別認証評価については、自己点検評価委員会内に設置された機関別認証評価ワーキンググル

ープを中心に準備を進めている。令和7年度は計6回（令和7年7月15日、8月6日、9月2日、10月31日、12月11日、令和8年1月29日）開催し、点検・評価報告書の原稿の確認や、今後の対応について情報共有を行った。なお、点検・評価報告書は、令和8年4月1日までに評価機関である（公財）大学基準協会に提出することとなっている。

4) 公表の取組

自己点検の評価結果については、自己点検評価委員会で「点検評価ポートフォリオ」として取りまとめ、評議会で報告した後、大学Webページで公表している。

2 大学運営

1) 教員と事務職員等の連携及び協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会をはじめとする委員会は教員と職員から構成されており、教員と職員が連携して大学運営にあたっている。さらに、FD・SD委員会では、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、及び事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定している。

令和7年度は、委員会を計8回（令和7年4月2日、5月19日、6月5日、6月23日、8月25日、10月20日、11月13日、令和8年3月12日）開催した。協議の内容は、FD・SD研修会、授業評価アンケート結果の検討および教員からの回答、優秀教員表彰者の選出、教員間の授業参観などである。

2) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。授業評価アンケートは、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和7年度においては、前期52科目、後期48科目について実施した。授業評価アンケートにおける総合的な満足度の平均は5点満点で前期4.5(4.5)、後期4.5(4.5)と高かった(括弧内は令和6年度)。

また、教員相互の授業参観期間を5月～1月に設け、各教員は最低1回の参加を義務付け、自身の講義の改善に役立った点について報告書を提出した。その結果、24人中21人の教員が合計22の講義を聴いて自身の授業改善に資した。報告書を取りまとめ、参考となる事例や改善点を全教員に周知した。

(イ) 大学評価アンケートの実施と改善方法

令和7年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評

価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で72.0%、2年生で68.0%、3年生で57.1%、4年生で50.0%と昨年度よりも回答率は向上した。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で83.3%、2年生で70.6%、3年生で75.0%、4年生で57.1%と高く感じていた。
 - ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生で83.3%、2年生で64.7%、3年生で87.5%、4年生で64.3%と高い成果を感じていた。
 - ・カリキュラム編成に対しては、適正と考えている学生は、1年生で66.7%、2年生で41.2%、3年生で43.8%、4年生で14.3%と、全体としてカリキュラム編成に対する変更の要望は強い。
 - ・講義科目での満足度では、1年生で66.7%、2年生で47.1%、3年生で43.8%、4年生で42.9%が「やや満足」以上であり、満足度は高くない。
 - ・実習科目での満足度では、1年生で66.7%、2年生で82.4%、3年生で68.8%、4年生で64.3%あり、高い傾向にある。
 - ・1年時のフレッシュマン・セミナー*、2年時以降のホームルームの満足度では、1年生で66.7%、2年生で47.1%、3年生で18.8%、4年生で28.6%と2年生以降で低い。2年生以降のホームルームの在り方は検討課題である。
 - ・入学前よりコミュニケーション能力や協調性が向上したかとの問いに対し、1年生で77.8%、2年生で82.4%、3年生で93.8%、4年生で71.4%が「大体そう思う」以上感じていた。
- *フレッシュマン・セミナー：高校までの学びと大学での学びの違いを知り、大学で学ぶためのアカデミック・スキルズを身につけ、また、大学生活を送るにあたっての基本的な事柄を修得すること等を目的としたセミナー。単位は付かない。

3) 研修の機会等

FD・SD委員会において、令和7年度は下記の取組を実施した。

第1回：4月2日 学長講話

第2回：9月30日 「農作業事故を起こさないための「本当に効果のある」取組みとは？～対話に基づく安全対策の考え方～」と題して、農研機構 農業機械研究部門 システム安全工学研究領域 予防安全システムグループ長の積栄氏による農作業時の事故の事例、その事故を起こさないための対策や準備など、農業機械に限定せず、農作業全般の安全対策について、学内及び学外での実習時の事故防止と発生した際の対応、事前準備など教員・事務員間で共有を図ることを目的として、講演及び教職員によるグループワークを実施した。

大学教員24名、短大教員19名、事務職員31名（学長含む）の計 74名が参加した。なお、参加できなかった者については、1 か月程度録画の公開期間を設けて、視聴を促した。

4) 学修成果

(ア) 学修成果の可視化のための評価項目の設定

学則第4章―第16条に基づき教務委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程により詳細を定めている。学生の学修成果については、可視化のための基準を儲けた。具体的には時期を入学直後、在学中及び卒業時に分け、それぞれについて入学試験やGPA評価、資格取得状況などの指標を定めて示すことにしている。

静岡県立農林環境専門職大学 学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就農率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・退学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業3年後) ²⁾	キャリアサポート(学生課)
			資格取得 ¹⁾	キャリアサポート(学生課)	就職・採用先アンケート	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就農率	学生(学生課)
			修得単位数 ³⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁶⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目			インターンシップ参加	キャリアサポート(学生課)		
	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁸⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

1) 在学中の幹旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施

3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有

6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有

8) 各講義でルーブリック評価を実施する

(イ) 資格の取得

令和7年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりである。

大型特殊免許(農耕車限定)12名、刈払機取り扱い作業安全衛生教育11名、狩猟免許(わな)5名、日商簿記検定3級2名、チェーンソー取り扱い資格3名、大型限定解除1名、牽引1名、家畜人工授精師2名、フォークリフト免許8名、毒物劇物取扱者4名、農業技術検定3級1名。

5) 服務・コンプライアンス

学則第4章―第16条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和8年1月30日の第1回委員会では、本学の倫理保持に係る規程の改正に係る審議を通じ、委員会の役割等について改めて確認し、理解を深めた。

なお、10月はコンプライアンス推進月間（今年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～オープンなコミュニケーションで、コンプライアンスを強化～」）として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が受検し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和7年度は、1月30日に第1回委員会を開催し、文部科学省や他大学の資料を踏まえ、本学におけるハラスメント防止対策に係る体制の確認を行った。

また、同じく1月から2月にかけて県の人事課が行うパワー・ハラスメント防止研修を教職員全員が受講し、パワー・ハラスメントの根本的な知識から良質なコミュニケーションの実践方法について理解を深めた。

3 指摘事項の改善

1) 令和6年度自己点検評価（自己点検評価結果に基づく改善指示への対応報告書

①FD・SD委員会

委員会名	FD・SD委員会（大学）
項目	基準1 チ
改善を要する点	授業評価アンケートの回答率が3、4年生で3割台と低いことから、回答率を上げるべく学生への周知と働きかけが必要である。
改善策 （又は検討状況）	学生アンケート・教員授業参観年間予定のエクセルファイルを作成、年間の授業評価アンケートの開始・回答時期が早い段階からわかるようにした。これにより学生へのアンケート回答を促すタイミングもわかる。 教員から学生へのアンケート入力の呼びかけも徹底した。
改善策の効果 （又は期待される効果）	教員からの積極的な働きかけにより若干の改善が見られた。
残された課題等	引き続き同様の働きかけを続けたい。

委員会名	FD・SD 委員会（大学）
項目	基準 2
改善を要する点	・教員表彰の実施 選考方法を変えて授業内容で評価されるようになったことから、教員にとっての授業改善へのモチベーション向上につながると考えられる。ただし、評価方法については、より適切な選考ができるように改良を検討していく必要がある。
改善策 （又は検討状況）	昨年度の方法を継続する案、教員ごとに担当授業科目の授業アンケート結果を平均して、点数の高い者を対象とする案、人数や部門別にする案などが検討された。 今年度は昨年度の方法を継続する案で進めることとし R7 教員相互授業参観 不参加者は表彰対象から除外する。 学生アンケートへのコメント未入力者を除外する。 前年の対象教員を除く。 を複合条件に追加することとした。
改善策の効果 （又は期待される効果）	特定の教員に偏らず多様な教員が受賞対象者となっており、授業改善へのモチベーション向上につながっている。
残された課題等	高得点者への評価方法や、少人数授業が有利になる問題などが引き続き残っている。 授業参観をしていない場合の罰則的な除外規定や、公開講座などの授業以外の評価ポイント加算案も出たが、特定の先生に有利になる可能性や、オムニバス授業の評価の難しさから、継続的に検討が必要である。

②障害学生支援委員会

委員会名	障害学生支援委員会
項目	基準 1 チ
改善を要する点	分野別認証評価において指摘された「改善が望ましい点」 ・ノートテイカー等の支援に関する検討が、今後、望まれる。

改善策 (又は検討状況)	現状、本学で支援が必要となりそうな事例とその支援について、検討を行った。 <聴覚障害> ・補聴器をしている学生に対し、座席を前の方に移動させる配慮で対応したことがある。 ・聴覚過敏で紙をめくる音が気になる学生がいて、耳栓の使用を認めたり、別室での受験を行ったりした。 ・昨年、耳が聞こえにくい受験生から特別な機能を有するイヤホンの使用希望が出されたが、カンニングの可能性があるので使用を認めず、席を前にし、試験官には大きな声で説明をしてもらうこととした。 <学習障害> ・障害のため書くのが遅い学生は多く、授業にP Cの持ち込みを許可する等の配慮ができるのではないかな。 ・教員が話した内容を理解するのに時間がかかる学生には、ホワイトボードの写真を撮ることを許可したことがある。 <発達障害> ・発達障害の学生はグループワークが苦手だったりする。発表が苦手という学生もいる。特性に対する周囲の理解が必要。
改善策の効果 (又は期待される効果)	様々な障害を有する学生に対し、障害の特性に応じた細やかな配慮を通じて学習環境の向上を図ることにより、修学の機会均等を確保することができる。
残された課題等	ノートテイカーを配置する場合、ノートテイカーをどのように確保し、そのためにどの程度の経費がかかるのかなどの点について検討していく必要がある。

③企画広報委員会

委員会名	企画広報委員会
項目	基準1 ト
改善を要する点	①オープンキャンパスでは、学生にも案内、個別相談等一部協力してもらったが、学生との交流の場を増やす工夫をする必要がある。 ②大学のホームページや SNS などの拡大・充実による広報の情報発信の強化が必要である。

改善策 (又は検討状況)	①まず、教員ではなく在学生主体のキャンパスツアーを実施し、参加者が気軽に質問できる環境づくりに配慮した。また、事前・事後の情報発信を強化することで、オープンキャンパス当日にとどまらない継続的な関係構築を図った。 ②まず、大学ホームページにおける教員情報を充実させ、教育内容や研究分野がより具体的に伝わるよう改善した。また、公式チャンネルとは別に学生主体で制作する動画のサブチャンネルを開設し、多角的な情報発信により広報力の強化を図った。
改善策の効果 (又は期待される効果)	在学生主体のツアー実施により大学生活を具体的にイメージでき、安心感と信頼感の向上が期待された。また、事前・事後の情報発信により関心を継続的に維持できた。さらに、教員情報の充実と学生動画の発信により教育内容を分かりやすく伝え、認知度向上につながった。
残された課題等	在学生の協力体制を安定的に確保する仕組みづくりと、発信内容の質の維持・向上が課題である。

④実習圃場委員会

委員会名	実習圃場委員会
項目	基準 1 ニ
改善を要する点	圃場近くにある現場教室は、建物が古いためエアコンが無く、Wi-Fi 環境も整っていないことから、将来構想策定部会で施設整備について検討する必要がある。また夏場の熱中症対策として、冷水機などの設置も検討が必要である。
改善策 (又は検討状況)	【改善策】夏場の熱中症対策として、令和 7 年度は日陰のためのタープ、スポーツ飲料や塩飴、保冷剤、を事前に準備するとともに、実習準備室に製氷機を設置した。また、冷水機や製氷機の設置場所等の地図を作成して学生に配布するとともに、現場教室を含む教室に掲示した。 来年度からは、暑熱期の実習では 40 分毎に 10 分間の休憩および水分補給を行うこととした。 【検討状況】来年度までに、クールネックリング（首周りを冷やす）の追加購入、③学生の飲み物を冷やすクーラーボックスの購入を検討している。また、エアコンやスポットクーラー設置のための実習施設の電気容量改善工事を要望していく予定であることから、冷水機の増設についても併せて検討する。
改善策の効果	熱中症学生の減少が期待できる。

(又は期待される効果)	
残された課題等	冷水機の増設。

⑤実習圃場委員会、教務委員会

委員会名	実習圃場委員会、教務委員会（大学）
項目	基準 1 ニ
改善を要する点	現場教室など、屋外施設における夏場の熱中症対策として、エアコンや冷水機などの設置を検討する必要がある。
改善策 (又は検討状況)	実習圃場委員会から回答済み。
改善策の効果 (又は期待される効果)	熱中症対策
残された課題等	予算の確保

2) 令和6年度分野別認証評価改善等検討事項

領域 I

【改善が望ましい点】

・農林業経営者を育成するという目標は、大学卒業後すぐに起業するという意味にも捉えられがちだが、土地や資金の確保が難しいという大きなハードルがあるため、卒業前に就農を諦める学生や、卒業後一度就職してから準備を進めるという学生が存在する。就農を希望する学生に対して、在学中及び卒業後の支援を行っていくことが望まれる。

対応
(時期、方法、担当委員会等) 教育課程連携協議会でも委員から意見が出されたが、大学側としても卒業後すぐに就農する学生が少ないことを否定的には捉えてはいない。キャリアサポート委員会では、これまでも就農を希望する学生に対して情報提供を行ってきたが、卒業後の支援を含めて、どのような支援が可能か、委員会で検討する。

・FD 活動として学生による授業評価アンケートが実施されているが、母数（学生数）が少ないため、より効果的な手法が求められる。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

学生も含めた FD 活動を行うなど、FD・SD 委員会でより効果的な手法を検討する。

【改善を要する点】

特になし

領域Ⅱ

【改善が望ましい点】

・設置科目には卒業単位や GPA に算入されない自由科目が多いことなど、教育課程に関する問題点が把握されている。今後は、科目履修要件を含め、より時勢にマッチしたカリキュラムへの改訂が必要である。現在のカリキュラムは地域社会への理解を深める点で優れているが、さらに地域社会との連携を強化し、実際の地域課題に取り組む機会を増やすことで、学生の実践力を一層高めることが望まれる。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

この間、カリキュラムの改訂については、教育課程 WT で検討を進めているが、「地域社会との連携の強化」、「地域課題に取り組む機会」に関しては、展開科目（農山村の地域社会におけるリーダー育成、伝統・文化の継承と新たな事業展開のための創造力養成を目的）の担当教員で対応を考えるのが適切と判断する。

・学修成果の評価基準が多様であることは評価できるが、これらの基準が常に一貫して適用されるよう、教員間での連携を強化し、定期的な見直しを行うことも必要である。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

ルーブリック評価も含めて、成績評価が適正に行われているか、教務委員会で定期的に確認し、評価基準の見直しを含めて、教員間で共有する。

・企業経営者の視点は経営者により異なるため、各講師の経験論に終わらせず、全体を通じて整理する授業、あるいは学生同士のディスカッションも必要である。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

臨地実務実習では、最後に学生全員でそれぞれの発表を聞くことで、各々の受入れ先の経営方針や考え方等の違いを学んでいる。質疑の時間は設けているが、学生同士のディスカッションが可能かどうか、臨地実務実習委員会で検討する。

【改善を要する点】

・卒業単位や GPA に算入されない自由科目が多く、自由科目の受講者が減少傾向にあるため、自由科目のあり方について検討を要する。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

教育課程 WT で検討を行っている。自由科目を削減する方向で令和 9 年変更予定。

領域Ⅲ

【改善が望ましい点】

・FD・SD 研修は教職員全員の参加を基本として活発な雰囲気で行われているが、事務職が県の人事異動により数年で入れ替わるため、知識や経験の継承が課題と考えられる。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

FD・SD 委員会で、事務職員向けの研修を検討する。

・SD 活動と FD 活動のそれぞれの目的について構成員への周知が求められる。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

SD 活動と FD 活動のそれぞれの目的について、教職員に周知する機会を設ける。

【改善を要する点】

特になし

領域Ⅳ

【改善が望ましい点】

- ・学内施設・設備の老朽化や冷暖房設備が設置されていない実習施設について、改善が望まれる。

対応

（時期、方法、担当委員会等）

四役会議、および評議会で改善策を検討する。

- ・学生から申し出のあったハラスメントについては学生委員会が扱うこととなっている現状については改善が望まれる。

対応

（時期、方法、担当委員会等）

学生間のハラスメントもハラスメント防止対策委員会の所掌事項とする旨、ハラスメントの防止等に関する規程と学生委員会規程を変更した。

- ・留学生の受け入れや国際交流の依頼が増える傾向にあることから、留学生や国際交流に対応する学内組織（委員会等）の設置について検討する必要がある。

対応

（時期、方法、担当委員会等）

留学生の受け入れや国際交流の依頼は急遽発生することが多いため、当面は、恒常的な委員会ではなく、国際交流タスクフォースとして対応していく。

【改善を要する点】

特になし。

領域Ⅴ

【改善が望ましい点】

- ・若い実務家教員の昇格条件を明確にすることが必要である。

対応

（時期、方法、担当委員会等）

研究業績に加えて、教育実績、大学運営、社会貢献等を昇格の評価項目に組み入れているが、教育実績、大学運営、社会貢献等は、数量化することが難しいため、条件を明確にすることは難しい。四役会議で検討する。

・各種委員会等を通じて、全教員が自己点検評価に関わってきたものの、令和6年度に新たに赴任した教員も多く、自己点検評価の内容への理解は必ずしも十分ではない。全教員への周知方法と、点検・評価項目や体制なども改めて検討する必要がある。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

次年度は、機関別認証評価に備える必要があるため、全教員へ周知する機会や点検・評価項目や体制について、自己点検評価委員会で検討する。

・ノートテイク等の支援に関しての検討が、今後、望まれる。

対応

(時期、方法、担当委員会等)

支援の必要な学生に対して、ノートテイク等を含めて、どのような支援が可能か、障害学生支援委員会で検討する。

【改善を要する点】

特になし。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

・令和6年度に、「分野別認証評価」を受審し「適合」の結果を得たこと、およびその指摘事項に対して迅速な改善（規程改正や環境整備等）に着手していることは、本学の自主的な改善サイクルの定着を示すものである。
・これに続き、令和8年度の機関別認証評価受審に向け、全学的なワーキンググループを立ち上げ、継続的な質保証体制を強化している。

改善を要する点

・自己点検評価委員会と他の組織（特に「将来構想策定部会」）との役割分担や連携関係をより明確化し、全学的な内部質保証の推進体制を再整理する必要がある。
・教育の「実施結果」の点検だけでなく、「教育活動の企画・設計」の段階から、どのように質を担保しているか、そのプロセスを内部質保証システムの中でより明文化し、実績を積むことが課題である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 ⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 ⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】 静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程【資料A 02-03-1】 自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】
学校教育法施行規則	
第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】
第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】
専門職大学設置基準	
（組織的な研修等） 第三十六条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 専門職大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 専門職大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】
法例外の関係事項	
学修成果 学生の学修成果を適切に把握する取組みを行っているか。 サービス・コンプライアンス サービス規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っているか。	静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程【資料A 03-11-1】 静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】 静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程【資料A 02-05】 静岡県立農林環境専門職大学等におけ

	るハラスメントの防止等に関する規程 【資料A 05-01】
--	----------------------------------

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。したがって大学独自に財政計画を策定する状況ではなく、県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、教育を支える研究活動を積極的に行うため受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基盤を支えている。

2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

3) 予算の推移

歳入予算に関しては、生産物売払収入が前年度に比べて増加した一方で、修繕等工事の件数が減少したため、県債収入が減少した。

歳出予算に関しては、修繕等の工事件数の減少と開学5周年記念事業の終了に伴い、事務局経費が減額となっている。さらに、学生募集のための広告媒体を見直すことで、学生募集経費を削減した。一方で、開学から6年が経過し、外部機関等からの受託研究や共同研究の件数も年々増加傾向にあり、受託研究費予算が増加している。

過去2年の予算の概況（短期大学部と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和6年度	令和7年度
入学料	15,317	15,317
授業料	72,972	72,972
生産物売払収入	10,450	12,050
県債	137,000	34,000

その他	71,564	69,660
一般財源	871,606	908,606
歳入合計	1,178,909	1,112,605

【歳出】

(単位：千円)

費目	令和6年度	令和7年度
教育経費	49,597	46,474
研究支援費	19,900	22,524
事務局経費	426,626	364,784
学生経費	43,852	35,624
受託研究費	31,199	52,387
人件費	607,735	590,812
小計	1,178,909	1,112,605
歳出合計	1,178,909	1,112,605

4) 外部資金の確保

国や独立行政法人等の公募競争型資金の活用や企業等からの研究の受託等により、専門職大学が行う教育研究の加速化を図り、複雑化する地域産業の課題解決や技術開発の要望に的確に応えていくために、予算を確保している。

研究推進委員会において、外部資金に向けた研修会を行うとともに、地元企業及び行政と連携強化を図り、学部資金の確保の取組をしている。また、募集案内を各教員に周知している。

過去2年の予算の概況（短期大学部と共通）

区 分	令和6年度	令和7年度
当初予算（千円）	31,199	52,387
決 算（千円）	6,071	8,629

公募競争的資金や受託研究等の獲得状況（短期大学部と共通）

	令和6年度	令和7年度
獲得件数（件）	15	13
獲得額（千円）	9,868	9,249

科研費応募状況（短期大学部と共通）

	令和 6 年度	令和 7 年度
応募件数（件）	5	17
採択件数（件）	0	4(1)

※(1)は分担者として

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

（２）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
（教育研究環境の整備） 第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会内に情報ネットワーク部会を設置し、管理運用に取り組んでいる。

開学時に構築した教育情報システムについては、令和6年度に、端末・ネットワーク機器の更新やセキュリティの強化、SINET専用回線の導入、サーバーのクラウド化等を一体的に行う大規模な更改を行い、令和7年度から5年間の機器のリース及び運用保守契約を結んでいる。

2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動している。令和7年度は対面での会議を3回、さらに受託研究申請や動物実験申請等急を要する審議については迅速に対応するため、前年度と同様にメールによる会議として計17回開催した。本年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究(1件)・共同研究(8件)・外部資金応募(1件)や動物実験の申請(10件)の承認、間接経費の用途の検討、静岡県内大学発ベンチャー支援協議会での議題について協議した。

研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。また、科学技術振興機構(JST)主催の研究公正セミナー(6月26日開催)、日本学術振興会(JSPS)主催の研究公正シンポジウム(11月21日開催)などに参加し、情報の取得に努めた。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市未来の農林業連携懇話会(12月24日、本学開催)及び静岡県先進的農業推進協議会(メール会議)に参加した。磐田市未来の農林業連携懇話会主催の未来の農林業セミナーでは、林業の取組として本学教員が講演し、その後も磐田市を通じ企業側の検討事項が研究推進委員会に届き、教員とのマッチングを行った。

3) 学生支援

<厚生補導支援>

令和5年度から、静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会として、精神障害、身体障害、発達障害、後遺症を伴う傷害を持つ学生及び入学志願者を対象に支援活動を開始した。入試前の「事前相談」、入学時の「健康調査票」や入学後の「随時の健康相談」が入口になり、基本的に、障害者手帳等所持、医師の診断書、高校・中学までの配慮履歴、学校内外の専門家の意見等の配慮すべき根拠のある学生が対象となる。相談窓口は、保健師、スールカウンセラー、教員の他、主だった事務系職員となっているため、必要とする支援内容に応じて気軽に相談できる体制になっている。令和7年度は、数名からの配慮申請に対応して講義・実習時の各担当教員に協力を依頼し、教員の同意の下で円滑に支援が実施された。本年度も聞き取り項目を工夫した入学時健康調査票に基

づく保健師とスクールカウンセラーの聞き取りの有効性が確認された。なお、本学の支援要請は自己申告を原則としているため、自己判断ができない場合は、細かい配慮に至らない場合がある。しかし、カウンセラー等に相談にきた学生や支援を受けた学生からは、支援制度を歓迎する意見が多く寄せられた。

ハラスメント事案では、事務局長とハラスメント防止対策委員会が連携して対応する。今年度からは規程を改正して学生間の事案についても当該委員会が対応することとした。令和7年度の該当事例はなかった。

健康相談のうち、身体の不調や健康管理に関する相談や指導・支援は、保健医務室で対応している。保健室には嘱託職員1人を配置し、週3日在室するきめ細やかな対応の取れる体制を整備している。

学生のメンタルヘルス対策としては、スクールカウンセラーを設置して対応している。カウンセラーは1人を配置し、週2日の相談日を設けている。

<学生表彰規程の整備>

学生表彰規程に基づき、成績優秀者2名(綜合成績優秀者1名、プロジェクト研究発表最優秀者1名)、あわせて2名を表彰した。

4) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座の企画および運営を企画広報委員会が担っている(企画広報委員会規程)。令和7年度は、企画広報委員会を計8回(4月3日、4月25日、5月23日、6月20日、7月23日、9月25日、12月9日、3月3日)開催し、農業者および県民向け公開講座の実施や各種広報活動の推進について検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」とし、「アグリ実践講座」と「アグリビジネス講座」を企画して受講生を募集した。「アグリ実践講座」は、新規就農者を対象に、栽培管理に関する基礎知識および実技を学ぶ全7回の講座として実施した。8月19日、8月26日、9月2日、9月30日、10月14日、10月28日、11月11日に開催し、8名が参加した。講座は午前に講義、午後に実習を行う形式で実施した。

「アグリビジネス講座」は、新たな事業展開を目指す農業者を対象とした全6回の講座として開講した。8月7日、8月28日、9月4日、9月11日、9月18日、9月25日に実施し、6名が参加した。受講者からは高い評価を得た。

また、「はじめての農業講座」は、包括連携協定を締結しているJA遠州中央と連携して実施したものである。本学学生3名が講師となり、35名の参加者を対象に、プランターを利用した野菜づくりの講義及び実習を9月28日に行った。受講者からの評価は高かった。

さらに、本学機械研修場(掛川市)において、農業機械研修計画に基づき、農業者を対象とした研修を実施した。農業機械の効率的かつ安全な利用に関する高度な知識・技能を備えた担い手の育成を目的として、農作業安全研修8回、農業機械応用研修3回の計11回を実施した。

5) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、令和7年度は海外農林業事情の授業で四大・短大の学生8名、教員2名が韓国を訪問した。また、教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。令和7年10月8日～15日には、ボゴール農科大学(IPB)より研修生1名を迎えた。授業及び寮生活を体験してもらい、学生との交流機会も作ることができた。

6) 将来構想策定部会の開催

本学は令和5年度で設置計画履行状況等調査（アフターケア：AC）対象期間を終えたことで、専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえて、県立の専門職大学（四大、短大併せた）としてのビジョンとして将来構想策定部会において作成した Agrifore Mind 2030 案をベースとして、令和5年度末までに、Agrifore Vision 2030 を策定した。ビジョンは学長が社会に向けて発信するものであり、本ビジョンも学長指導の下で大学の目指す姿や方向性を示すための将来ビジョンとして策定している。令和6年度に外部発信に向けての校正作業を学内で行い、令和7年度からホームページ上で公開している。

7) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策委員会を感染症対策委員会へ改称し、学内で感染者が発生した場合には、季節性インフルエンザに準じた取扱いとすることが一昨年決定し、今後は、学内で新型コロナウイルス感染症を初めとする各種感染症の蔓延が疑われるなど、学長が必要と認めるときは、感染症対策委員会を開催のうえ、遠隔授業の実施や休講等の対応方針を決定し、評議員及び教職員に周知することになった。

令和7年度は、新型コロナウイルス感染症に罹る学生は多くはなく、出席停止となった学生は2名だった。インフルエンザに罹る学生が11～12月と1～2月に多く、合わせて11名の学生が出席停止となった。

学生の健康管理においては、発熱等、感染が疑われる症状が確認された場合は、学生寮においては隔離部屋への移動と自宅療養を徹底し、感染拡大を防止した。陽性が判明した学生へは医師の指示する期間、出席停止の措置を行った。学生に感染症の感染拡大の兆候が表れた場合には、日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、3密の回避等の注意喚起を呼びかけた。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・ IPB からの派遣学生受け入れのために国際交流タスクフォースを立ち上げたこと
------	--

	により、当面の国際交流事業に対応できる体制が整えられた。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】 静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等学生会規程【資料A 03-08-1】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-1】 静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】 静岡県立農林環境専門職大学等学生表彰規程【資料A 07-13-1】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】
国際交流	
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】
その他	

Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

学則第16条に基づきFD・SD委員会を設置している。本学に発達障害等の障害をもって入学する学生も少なからず存在する中で、教職員はそのような学生を理解して、教育及びその支援を実施する必要がある。

本年度は、令和7年9月30日に農研機構農業機械研究部門システム安全工学研究領域 予防安全システムグループ 積栄氏の「農作業事故を起こさないための「本当に効果のある」取り組みとは？」の基調講演とグループワークを実施し、学内及び学外での実習時の事故防止と発生した際の対応、事前準備など教員・事務員間で共有を図ることを目的として実施し、学内及び学外での実習時のヒヤリハットや想定される事故などを教員・事務員間で共有することができ、今後の事故防止と発生した際の対応に役立てることができたと考えられる。

また、本委員会では、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞表彰を実施している。本年度は藤本教授が受賞した。

さらに、本学では優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有するように推進している。本年度は実施教員数21人(実施率88%)、実施回数22回であった(令和8年2月末)。

2) 自己分析活動の取り組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	FD・SD研修会の実施	68
2	教員表彰の実施	70
3	教員相互の授業参観の実施	72

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 1)	FD・SD研修会の実施
分析の背景	全国で農作業中の事故が減らない現状を踏まえ、学内及び学外での実習時の事故防止と発生した際の対応、事前準備など教員・事務員間で共有を図ることを目的として実施した。
分析の内容	1) 実施方法 (1) 基調講演 日時：令和7年9月30日（火曜日） 午後13時から16時 講演内容：「農作業事故を起こさないための「本当に効果のある」取り組みとは？」 講師：農研機構農業機械研究部門システム安全工学研究領域 予防安全システムグループ 積 栄氏 (2) 出席者 大学教員25名 短大教員19名（うちオンライン参加1名） 事務職員31名（学長含む） 計75名 2) 講演内容 1. 農作業事故の現状 2. 事故の原因（人の不注意だけが原因ではない） 3. 具体的な事故例の紹介 4. 有効な安全対策の考え方（対話型の安全取り組み） 5. 実践ツール。支援情報 3) グループワーク課題 テーマ：ループで各自持ち寄ったヒヤリハットを項目ごとに分類し、その対応について意見交換を行う 3) グループワーク検討結果 ・学生実習におけるヒヤリハット事例が各班より合計20件あがった。 ・野菜実習で使用している機械と想定される事故等を取りまとめた。 ・グループワークは、畜産1班、畜産2班、林業1班、林業2班、花き、茶、果樹、野菜1班、野菜2班、食品加工、流通・経営の11班に分かれて、①事故の事例・懸念、②事故防止対策・安全対策についてグループワークの結果をまとめた。
自己評価	本研修会では、農作業事故防止に関する専門的知見の共有に加え、グループワークを通じて学内外の実習におけるヒヤリハット事例や想定される事故、安全対策について教員・事務職員が情報共有を行うことができた。事故の未然防止や事故発生時の対

	応に関する共通認識を深めるとともに、安全管理に対する意識の向上を図る機会となり、FD・SD活動として有効な取組であったと評価できる。今後は、研修成果を実習マニュアルや安全点検に反映するとともに、定期的な研修を継続し、安全教育の充実を図る必要がある。
関連資料	

タイトル (No. 2)	教員表彰の実施
分析の背景	教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞表彰を実施する。
分析の内容	1) 実施方法 優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。 (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者 (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者 (3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者 なお今年度は次の3点を加えて選考を行った。 ①令和7年度の教員相互授業参観への不参加者は表彰対象から除外する。 ②学生アンケートへのコメント未入力者を除外する。 ③前年の対象教員を除外する。 【選出方法】 学生による授業評価アンケートの結果から回答率が6割未満のものは除外して、座学と実習の科目区分は行わず、評価ポイント（回答者平均）の基準が他項目と異なる（好ましいのが5段階の中間である3）設問6を除く評価ポイント（回答平均）の合計点が高い科目を担当する教員（オムニバスの場合、全員）を表彰する。なお、合計点が同一（小数点第2位まで計算）の場合は、両者を表彰する。ただし、専任教員のみ（4大、短大それぞれから1人以上選抜）。 なお、 ・R7教員相互授業参観 不参加者は表彰対象から除外する。 ・学生アンケートへのコメント未入力者を除外する。 ・前年の対象教員を除外する。 2) 選出教員 藤本清彦教授 【選考理由】 選考基準の条項（第3条）授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者 に該当 ・藤本清彦教授は、「木材生産システム」において、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。本授業は、作業システムなど収穫技術や施業提案

	書の作成の基礎知識を学修するとともに、グループワークなどの演習を通して、現状把握及び課題解決に向けた提案する能力を身に付ける構成となっている。学生からの評価された理由として、収穫技術や施業提案書作成に関する基礎知識の学修に加え、グループワークやビジネスプランの作成を通じて、調査から提案までの流れを実体験できたこと、総じて、知識の習得と実践的スキルの統合が図られ、プロジェクト研究や今後の専門的学修にもつながる学びが提供された授業であったことが記述回答から伺える。 以上より、藤本教授は学生から高い学生評価を受けており、また授業での顕著な工夫がみられることから生産環境経営学部の優秀教員として藤本清彦教授が選出された。
自己評価	前年度と同様の選考方法により優秀教員賞を実施し、制度の継続性を確保した。また、授業参観への参加や学生アンケートへの対応を選考要件とすることで、教員の授業改善に向けた取組を促進した。学生による授業評価を中心とした選考基準は、教育実践を適切に評価する仕組みとして有効であり、教員の教育力向上にも寄与していると評価できる。今後は、より客観性・公平性の高い制度となるよう、選考基準や評価方法について継続的に見直しを行う。
関連資料	

タイトル (No. 3)	教員相互の授業参観の実施
分析の背景	優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有する。
分析の内容	1) 実施方法 各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接、アポイントメントをとり、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員には期間中、必ず1回以上の授業参観とその報告書の作成を義務付けた。報告書は、FD・SD委員会において取りまとめ、3月の教授会で報告した。実施教員数21人(実施率88%)、実施回数22回であった。 2) 報告書の概要(参考とすべきポイント) 資料作成については、まとまりのよさ、ポイントの明示、写真や図表を多く使用した視覚的な理解などに配慮している授業が高い評価を受けているが、一方で資料の内容が充実しすぎていると学生があまりメモを取らないという弊害も指摘されている。この点についての改善方法としては、資料中に空白を作ることで確認して入力させる手法やクイズ形式などの工夫をしている授業が参考になる。 教員側から学生の理解を深めるための取組としては、復習的な要素としてのミニレポートや小テストなどの活用その他、他の講義や実習とのリンク(振り返り、補完など)を評価する意見があった。また、学生の集中力が途切れないよう確認問題を配布し進めていたり、途中休憩を取り入れている授業もあり、これも学生の理解を深めるための間接的な支えになっていると考えられる。
自己評価	教員相互の授業参観を実施したことにより、優れた授業手法や教材作成の工夫、学生の理解を深めるための指導方法などを教員間で共有することができ、授業改善に向けたFD活動として有効に機能した。また、参観報告書を取りまとめて教授会で共有することで、個々の授業改善にとどまらず、教育方法に関する組織的な情報共有を図ることができた。一方で、実施率は88%にとどまったことから、全教員が参加できるよう日程調整や制度の周知をより一層進めるとともに、授業参観で得られた知見を授業改善へ継続的に反映できる仕組みについて検討していく必要がある。
関連資料	

Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

- 1) 将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会(支援団体)との協議により継続的に実施されることとなった。
- 2) インドネシア共和国ボゴール農科大学(IPB)との覚書に基づき、本年は1名の研修生を受け入れた。
- 3) 韓国の忠南大学と慶北大学の農学部学部生が本学の学生と農業実習教育プログラムを実施した。
- 4) 本学の広報活動の一環として、教職員が共通デザインのポロシャツを着用し、オープンキャンパス、学園祭、地域連携活動等において、本学のPRを行った。
- 5) 農業者向けスキルアップ講座として「アグリフォーレ公開講座」として、①アグリ実践講座と②アグリビジネス講座を開講した。

2) 特色ある教育研究の取組(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	担い手育成事業の取組(教務委員会)	75
2	ボゴール農科大学(IPB University)の学生1名を受け入れ	76
3	韓国農学部の営農創業事業の国外農業実習教育の大学生を受け入れ	77
4	YouTubeサブチャンネルが「経済産業部長賞」を受賞しました!	78
5	オープンキャンパス等で大学をPRする広報用の教職員ポロシャツ作成	79
6	アグリフォーレ公開講座の開催	80

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	担い手育成支援事業への取組																																							
分析の背景	将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会(支援団体)との協議により継続的に実施されることとなった。併設する農林環境専門職大学短期大学部と共同で、令和3年度から毎年実施している。																																							
分析の内容	令和7年度は助成上限の100万円を上回る応募が得られ、教務委員長と研究推進委員長との審査協議によって助成限度額まで絞り込みを行った。その後、支援団体に申請し、下記の課題が採択され、実施された。研究結果については、年度末に本学で開催された成果発表会で報告された。																																							
	令和7年度 採択課題																																							
	<table><tr><th>番号</th><th>応募者</th><th>研究テーマ</th></tr><tr><td>1</td><td>短大2年</td><td>実習動画作成および収穫時間の計測が教育効果に及ぼす影響の解明</td></tr><tr><td>2</td><td>短大2年</td><td>静岡県における野生鳥獣対策の現状と課題</td></tr><tr><td>3</td><td>大学3年</td><td>バラの出荷予測のための各花蕾ステージにおける有効積算温度、基底温度の算出</td></tr><tr><td>4</td><td>短大2年</td><td>黒毛和種繁殖牛の暑熱対策に関する研究</td></tr><tr><td>5</td><td>大学3年・ 短大2年</td><td>駿河シャモへのユズペースト給与が産肉成績に及ぼす影響</td></tr><tr><td>6</td><td>短大2年</td><td>地域活性化に向けた農作物の検討</td></tr><tr><td>7</td><td>短大2年</td><td>アブシジン酸液剤の散布がブドウ「ピオーネ」の着色に及ぼす影響</td></tr><tr><td>8</td><td>短大2年</td><td>学校菜園における食農教育の可能性</td></tr><tr><td>9</td><td>大学4年</td><td>有機農業に取り組むための生ごみ堆肥作りの実践</td></tr><tr><td>10</td><td>短大2年</td><td>静岡県のパクチー栽培経営の展開可能性に関する研究</td></tr><tr><td>11</td><td>短大2年</td><td>静岡県の有機茶栽培経営の展開可能性に関する研究</td></tr><tr><td>12</td><td>短大2年</td><td>静岡県の山野草栽培経営の展開可能性に関する研究</td></tr></table>	番号	応募者	研究テーマ	1	短大2年	実習動画作成および収穫時間の計測が教育効果に及ぼす影響の解明	2	短大2年	静岡県における野生鳥獣対策の現状と課題	3	大学3年	バラの出荷予測のための各花蕾ステージにおける有効積算温度、基底温度の算出	4	短大2年	黒毛和種繁殖牛の暑熱対策に関する研究	5	大学3年・ 短大2年	駿河シャモへのユズペースト給与が産肉成績に及ぼす影響	6	短大2年	地域活性化に向けた農作物の検討	7	短大2年	アブシジン酸液剤の散布がブドウ「ピオーネ」の着色に及ぼす影響	8	短大2年	学校菜園における食農教育の可能性	9	大学4年	有機農業に取り組むための生ごみ堆肥作りの実践	10	短大2年	静岡県のパクチー栽培経営の展開可能性に関する研究	11	短大2年	静岡県の有機茶栽培経営の展開可能性に関する研究	12	短大2年	静岡県の山野草栽培経営の展開可能性に関する研究
	番号	応募者	研究テーマ																																					
	1	短大2年	実習動画作成および収穫時間の計測が教育効果に及ぼす影響の解明																																					
	2	短大2年	静岡県における野生鳥獣対策の現状と課題																																					
	3	大学3年	バラの出荷予測のための各花蕾ステージにおける有効積算温度、基底温度の算出																																					
	4	短大2年	黒毛和種繁殖牛の暑熱対策に関する研究																																					
	5	大学3年・ 短大2年	駿河シャモへのユズペースト給与が産肉成績に及ぼす影響																																					
	6	短大2年	地域活性化に向けた農作物の検討																																					
	7	短大2年	アブシジン酸液剤の散布がブドウ「ピオーネ」の着色に及ぼす影響																																					
	8	短大2年	学校菜園における食農教育の可能性																																					
	9	大学4年	有機農業に取り組むための生ごみ堆肥作りの実践																																					
	10	短大2年	静岡県のパクチー栽培経営の展開可能性に関する研究																																					
11	短大2年	静岡県の有機茶栽培経営の展開可能性に関する研究																																						
12	短大2年	静岡県の山野草栽培経営の展開可能性に関する研究																																						
自己評価	教員の支援のもと、学生の課題解決研究が積極的に取り組まれ、とても良い総合学修ができた。研究結果については、JAバンク静岡の担い手育成支援事業実績・成果報告書として県下のJAグループに配布され、本学の学生の取組が広く周知された。																																							
関連資料																																								

タイトル (No. 2)	ボゴール農科大学 (IPB University) の学生 1 名を受け入れ
分析の背景	令和 5 年 3 月 2 日にボゴール農科大学 (IPB) と大学間交流に関する覚書を締結した。本年 (令和 7 年) は本学とインドネシア共和国ボゴール農科大学との覚書に基づき、ボゴール農科大学から研修生を受け入れ、インドネシア共和国の農林業分野における人材育成を支援する目的で行った。また、今回の研修生受け入れを通じて、両大学の相互理解の促進を図る。令和 7 年度は 1 名の研修生を受け入れた。
分析の内容	IPB より 1 名の学生が本学及び農業法人において教育プログラムに一ヶ月間 (10 月 8 日～11 月 13 日) 参加し、研修を実施した。大学 (10 月 8 日～10 月 14 日) では実習や体育の講義などを受講し、学生との交流会に参加した。農業法人における研修 (10 月 15 日～11 月 13 日) では、掛川市のキウイフルーツカンントリー Japan (平野 浩志) においてキウイの管理作業や観光農業を研修した。 なお、令和 6 年度は IPB-SV 学生 2 名受け入れた。また、学内では国際交流支援タスクフォースを立ち上げ対応した。
自己評価	コロナ禍のため国際交流については実施できなかったが、令和 5 年に日本におけるコロナウイルスの感染症の分類が 5 類になったため、少しずつ国際交流が実施できるようになった。 令和 7 年度は、実際に IPB より 1 名の研修生を受け入れるための体制整備、宿泊のための寮や受け入れ法人との調整など準備に始まり、無事研修を修了することができ、今後の受け入れにも役に立つと思われた。また、学生との交流により、国際感覚を持った学生の育成が進むものと思われる。
関連資料	

タイトル (No. 3)	韓国農学部の営農創業事業の国外農業実習教育の大学生を受け入れ
分析の背景	忠南大学と慶北大学の農学部の学部生のうち卒業後営農を希望している学部3年生で営農創業の特化教育プログラム受講中の生徒（園芸専攻）が、①国外の多様な農業現場を経験し、営業事業計画書を作成することが出来る。②農業の国際化に対応できる専門農業経営者を育成する。を目的とした研修の一環として本学において農業実習教育プログラムを受講した。
分析の内容	令和7年6月23日 忠南大学（学生11名＋引率2名、本学学生11名＋本学教員3名）、7月8日 慶北大学（学生8人＋引率1人、本学学生8名＋本学教員3名）に農業実習教育プログラムを行った。プログラムでは、本学の学生と一緒に各大学紹介、韓国と日本農業の紹介をお互いにしたのち農業に関する問題を相互ディスカッションにより理解を深めた。なお、韓国の大学の受け入れに関しては国際交流支援タスクフォースにおいて対応・調整を行った。また、令和7年度の海外農林業事情では韓国研修を実施し、忠南大学を訪問し学生との交流をさらに深めることができた。
自己評価	各大学に対して1日の教育プログラムを実施したが、多くの質問を受けることで我々も勉強するところがあった。また、韓国の農業の現状や社会課題なども研修中に知ることができ有意義であった。特に、学生との交流ではスマホの翻訳機能を多用し、かなり突っ込んだ議論ができていたようで、国際感覚を持った学生の育成が進むものと思われた。本教育プログラムは今後の受け入れにも役に立つと思われた。
関連資料	

タイトル (No. 4)	YouTubeサブチャンネルが「経済産業部長賞」を受賞しました！
分析の背景	本学が現在運用している広報媒体は「公式ホームページ」、「公式X（旧ツイッター）」、「公式Instagram」、「公式YouTube」である。動画は静止画よりも情報量が多く、訴求効果が高いため、「YouTube」は広報媒体として特に重要である。 今回は、特に若年層に訴求できる動画を作成して公開する体制を構築するため、本学の財産である学生に主体となって活動してもらうことし、公式のYouTubeと区別するために学生と教員の有志が「学校の魅力や楽しさ」を伝えるために自主的に作成した動画を公開するための媒体としてYouTube上に「静岡県立農林環境専門職大学サブチャンネル」を立ち上げた。 配信については、新たに「農林環境専門職大学 動画配信コンテンツ運用ガイドライン」を作成し、これに基づき行うこととした。 なお、本YouTubeサブチャンネルに対して、令和7年度静岡県経済産業部長賞を受賞した。
分析の内容	立ち上げ後に月に1～2本ほどをアップし、2分～4分程度の15本の動画と16本のショート動画をアップした。2000回以上の再生の動画もあった。
自己評価	本学のPRのための新しいツールが増え、また本学の学生による「若者目線」で大学の魅力を発信することができた。 今後もこのYouTubeサブチャンネルを含め、様々な媒体を活用して大学・学生の活動を広く情報発信していった。
関連資料	

タイトル (No. 5)	オープンキャンパス等で大学をPRする広報用の教職員ポロシャツ作成
分析の背景	1 目的：本取組は企画広報委員会における広報活動の一環として実施する。オープンキャンパス、学園祭、地域連携活動等において、教職員が共通デザインのポロシャツを着用することで、本学教職員であることを来場者へ分かりやすく示し、円滑な案内や広報活動につなげることを目的としている。また、学内外の行事における統一感の醸成にも資することを期待している。 2. 商品：スタンダードドライポロシャツ/ポケット無、生地厚：4.1オンス 素材：139g/m²、ポリエステル100%
分析の内容	オープンキャンパスでこの教員ポロシャツのお披露目となった。鮮やかな緑色がキャンパスの木々の緑とも合い、また、案内等での教職員がすぐに目につき、背中の大学ロゴも白く浮き上がり宣伝効果も高いものであると思われた。
自己評価	教職員が同一のポロシャツを着ることで、意識の統一感も高くなったと思われる。その後の、イベントなどでもこのポロシャツを使用し学外でのPRに努めている。
関連資料	

タイトル (No. 6)	アグリフォーレ公開講座の開催
分析の背景	本学では農業者向けスキルアップ講座として「アグリフォーレ公開講座」をビジネス経営体や認定農業者の育成、それを支える経営幹部や後継者となる人材を養成するため、生産技術や経営ノウハウ、新たなアグリビジネスにチャレンジするために必要な知識を学ぶ研修として、①アグリ実践講座と②アグリビジネス講座を開講している。 アグリ実践講座は、農業の生産に関する基礎的知識や基本技術の講義・実習を行い、農業知識を実際の生産場面でどのように活かしていくかを学ぶことを目的に概ね就農3年以内の野菜を生産する新規就農者（後継者・新規就農者・生産法人社員など）向けに開講し、土壌肥料や植物生理、病虫害防除など、栽培管理に係る基礎を、実習では主に露地圃場での秋野菜（キャベツ等）の作付けから収穫までの作業を行う。 アグリビジネス講座は、農林業経営における現在の事業展開の再評価により、取扱商品の価値の最大化を図るために、新規顧客開拓や新たな商品開発等に必要な基礎知識を学ぶことを目的に存市場浸透、新規市場開拓及び新たな商品開発等を目指す農業者向けに開講した。
分析の内容	アグリ実践講座は、7回（期間8月19日～11月11日）を本学の教員が講義と実習を行った。 アグリビジネス講座は、6回（期間8月7日～9月25日）を本学の教員と外部講師が講義と実習を行った。
自己評価	アグリ実践講座では、実際に作物を作るための知識を座学で学び、ほ場での実践をほ場の準備～播種～管理～収穫までの一連の作業を学び・体験できると好評であった。 アグリビジネス講座は、実際の農産物を生産している受講生の参加で実践的な質問や意見がでて熱い講座を開講することができた。
関連資料	